



文化財庁 文化遺産センター

昭和五十一年・五十二年・五十三年度
「古文書等緊急調査」

佐伯藩政史料目録

佐伯市教育委員会

佐伯藩政史料目錄

序 文

佐伯藩は、慶長六年四月、毛利高政が家康より佐伯の地二万石に転封されてより、廃藩まで、十四代の領主のもとで存続しました。

この間、城を築き、佐伯地方の政治、経済、交通、文化の中心として藩政が行なわれ、今も残る城下町の面影に、往時がしのべれます。

昭和五十年四月、東京都在住の毛利高棟氏より、佐伯藩の残した多数の藩政史料が、三の丸櫓門と共に佐伯市に寄贈されました。

この史料は、幕藩体制下における佐伯藩の全てを知る上で不可欠のものであり、郷土史研究者は、早くからその重要性を指摘していました。

史料は、廃藩後百年以上にわたり、三の丸櫓門ならびに毛利家旧邸に保管され、このため、ほとんどの史料は、湿気による汚損と虫害がひどく、なんらかの対策を必要としていました。

このたび、文化庁と大分県教育委員会の深いご理解とご協力により、昭和五十一年度より三ヶ年にわたり、補助事業として緊急調査を実施しました。

調査の結果、多くの文書、記録、漢籍等、貴重な史料が整理され、今後の藩政研究に役立つものと確信いたします。

事業終了^にあたり、史料を寄贈いただいた毛利高棟氏をはじめ、地元関係者の方々、また三ヶ年の間調査をご指導いただきました、別府大学教授渡辺澄夫先生、調査員各位、ならびに佐伯文庫調査のため、東京より出張いただきました、法政大学名誉教授長澤規矩也先生、慶応義塾大学教授阿部隆一先生に深く感謝を申し上げます。

昭和五十四年三月

佐伯市教育委員会教育長

安部 亀雄

目次

佐伯藩政史料目録……………1

佐伯文庫現存古書分類目録……………161

凡例

- 一 本目録は、昭和五十一年度、五十二年、五十三年度国庫補助事業として、佐伯市教育委員会が実施した「歴史資料調査」に関する佐伯藩史料及び佐伯文庫現存書の目録である。圖書に関する凡例は別記す。
- 一 佐伯藩史料は、昭和五十年四月佐伯藩主毛利氏の子孫である毛利高棟氏（四代高範の次男）が、佐伯市に寄贈したものである。
- 一 佐伯藩史料は、廃藩後は土蔵に封印されたまま保存されていたもので、一部を除いては未公開史料である。今回の寄贈及び分類整理によつて公開されることになる。
- 一 分類は、文部省史料館分類大項目「大名文書の種類項目」に準拠しながら、独自の分類項目で細項目を設けた。
- 一 目録の配列は、各分類項目ごとに編年に配列したが、短期間のためと一部のミスのため正確を期し得なかつた箇所もある。
- 一 各文書名称下の（一）内数字は、縦、横の法量および紙数で、法量の単位はセンチメートルである。
- 一 三ヶ年にわたる各年次の調査内容と調査点数は別表のとおりである。（調査物件の項参照）

佐伯藩政史料目錄



中御門天皇口宣案

B-1-35



藤原毛利高重位記(部分) B-1-7

毛利護河守

豊後國海部郡内萩檢校村

言感万石^{目録}奉任寛文

四年三月又向先判之旨

充之礼令可傾知也

仍如件

貞享元年九月廿日

毛利護河守

紙書次第書

奥河内守しより江戸奉書各

しは是御見任事申上之旨

右一件沙汰切しより村方無事

今一の指別事一切他之付らぬ

即今一の旨物より申上之旨

是又上度申上之旨

右の旨相承

發文帝狀曰大天王惣而日本

國中千餘人小神祇神主也

爾後神祇神主一人神祇神

主一人神祇神主一人神祇神



津久見村相奥河内陸所
裁許松園並裁許状(部分)
A-11-145



山野出入申渡書(部分) A-11-171



御献上御書物道中中繼人馬伺書 D-1-76

一 調査の経過と結果

(一) 調査物件の選定

昭和五十年十月、文化財保護法が改正され、第二条第一項で定義されていた有形文化財の中に、「学術上価値の高い歴史資料」が指定の対象として取り入れられた。これを契機に文化庁は、五十一年度から「歴史資料調査」を予算化し、各地に遺されている「歴史資料」の調査を実施することになった。

市当局の理解により、「歴史資料調査」実施の態勢が整い、あわせて佐伯藩史料が文化庁の調査規程にも合格し、三か年にわたる調査が開始されることになったのである。

(二) 調査員の選定

主任調査員は、文化庁が示した「歴史資料調査費国庫補助要項」に従い、次のとおり決定した。調査員については、主任調査員および大分県教育委員会と佐伯市教育委員会が協議して選定した。

五十一年度

| | | | | |
|-------|-----------------|---|---|---|
| 主任調査員 | 別府大学教授・大分大学名誉教授 | 渡 | 澄 | 夫 |
| 調査員 | 文学博士 | 赤 | 峯 | 重 |
| | 県立大分図書館郷土資料専門員 | 信 | | |

(五十首里)

五十二年 度

五十一年度の調査団のほかに次の三名が加わった。

調 査 員

県教育庁文化課文化財第一係長
 県教育庁文化課文化財第一係
 教 諭 (併任)
 県立佐賀岡高等学校教諭
 大分大学教育学部助手
 大分大学教育学部講師
 県総務課県史企画専門員

後藤 正二
 神崎 信博
 佐藤 満洋
 新川 登亀男
 豊田 寛三
 橋本 操六

五十三年 度

主任調査員

調 査 員

県立臼杵商業高等学校教諭
 県 総 務 課 主 事
 県教育庁文化課嘱託

秦 政博
 檜 讀司
 西 哲弘

県総務課県史調査員

渡辺 澄夫
 赤 重 信
 神崎 信博
 加藤 泰信
 末 利人

(五十番別)

なお、五十三年度調査には、佐伯文庫調査のため、法政大学名誉教授・文学博士・長沢規矩也氏、慶応義塾大学教授・文学博士・阿部隆一氏が別行動で参加した。

(三) 調 査 日 誌

昭和五十一年度

昭和五十一年 七月 一日

主任調査員、調査員等委嘱

” 七月二十七日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

” 七月三十一日

” 八月二十三日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

” 八月二十七日

写真整理、目録原稿整理

昭和五十二年 三月二十日

昭和五十二年度

昭和五十二年 七月 九日

主任調査員、調査員等委嘱

” 八月 一日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

” 八月 五日

〃 八月二十二日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

この間、八月二十五日、文化庁文化財保護部美術工芸課山本信吉調査官の指導を受ける。

〃 八月二十六日

写真整理、目録原稿整理

〃 九月一日

昭和五十三年 三月二十日

昭和五十三年度

昭和五十三年 五月三十一日

主任調査員、調査員等委嘱

〃 六月二十六日

佐伯藩政史料調査及写真撮影

この間、六月二十八日、文化庁文化財保護部美術工芸課湯山賢一文部技官の指導を受ける。

〃 七月一日

昭和五十四年 三月十二日

佐伯文庫調査

〃 三月十六日

四 調査の経過

五十一年度調査

調査団は、大名文書の分類項目に従い、一紙ものから調査することを決め、項目に従って担当を決定した。主任調査員以下、各担当分野ごとに、所定調査事項を調査カードに記入。記入されたカードは、当該史料と共に調査補助のため参加した市教育委員会職員に廻され、指示個所に整理ラベルが貼付された。

記入カードとラベル貼付済みの史料は、調査員全員の手によって、分類項目ごとに仕分けされた。他項目の史料が紛れ

込んでいないかを再確認のうえ編年を行ない、ラベルへの所定事項の記入を完了して調査を終った。

破損の顕著なもの、紛失の恐れのある断簡等は、用意された中封筒に収め、さらに項目ごとに大封筒に収めた。

写真は、調査中および調査終了後、市教育委員会社会教育課社会教育係長加藤健一が、市立佐伯文化会館の佐伯藩史料専用資料室で撮影した。目録の作成に当っては加藤健一と市教育委員会社会教育指導員山本保が当たった。総点数八六九点。

五十二年調査

五十一年度調査で残された一紙ものの調査と、簿書類の調査を実施した。一紙ものの調査は前年調査に準じてなされた。

簿書類は、江戸時代に裏打修理された貴重史料ともいうべき慶長年間の検地帳などのほか、御用日記、郡方町方御用日記、御仕置帳、手日記、御馳走日記、江戸在所往來用向覚に大別して調査した。

調査方法は、一紙ものと同様の方法で実施したが、紙数の確認、ラベル貼付は、前年同様、市教育委員会社会教育指導員の手をわずらわせた。

写真撮影、目録作成は前年同様、市教育委員会社会教育課社会教育係長加藤健一と社会教育指導員山本保が当たった。

なお、五十一年、五十二年度は前・後二期に分けて調査を実施した。総点数一、七二七点。

五十三年調査

最終年度調査は、明治時代以降の史料調査を実施することになった。調査に当たっては、事前に市教育委員会社会教育指導員山本保が紙数の確認、ラベル貼付を行なった上、大まかな分類をしていたため、調査は前二か年より消力された。

明治史料は、寄贈直後、市教育委員会の手によって仕分けされ、大きなダンボール箱に収められていたため、前二か年の調査時点では未確認のまま過ごした。

一紙もの、簿冊類、印刷物等が混在していたため、以前の調査で当然完了していなければならなかった史料が発見された。特に一紙もので、佐伯藩史料中一番古い佐伯惟定感謝状写（文祿の役）のほか、慶長、元和年間の連券文書等五点がみつきり、特別貴重史料S分類に追加された。

江戸時代の流れと関係する史料は、今までの分類項目につづけて収めた。江戸時代と一線を引く明治独自の史料は、新たに六つの項目を設けた。総点数一、〇〇八点。

四 調査結果

調査で注目された事項をあげて結果にかえると、次のようになる。

一、藩で最も嚴重に保管されなければならない朱印状、領知日録、藩主に関する位記、口宣案等は、今回の調査物件中最悪の保存状況であった。正文はほとんどなく写が中心であることは別にしても、湿損が著しく、また包紙の紛失など、考えられない状況が明白になった。

反面、写であるにせよ四代將軍家綱以後、十四代家茂までの朱印状（七代家継欠）が遺っていること、毛利家三代高尚以後十三代高謙に至るまでの位記、口宣案が紛失部分があるにせよまとまっていたことは幸いであった。

二、大名間の交際関係文書は、一件書類ごとにとまとめられ、多いものは十数通が一つの包紙中に整理され、嚴重に粘貼りされていた。多分江戸時代末期に整理されたものと推察される。全般的に最もよい保存状況であった。他の一紙ものも

ほぼ同様な状態であった。

三、簿冊類では、特別貴重史料として既に江戸時代末期頃に補修裏打ちされたもの一九〇冊が注目される。毛利氏の佐伯入部の時期決定に係る必要な史料が多い。特に海部地方の検地帳や指出帳のほか、生産物の改帳、水夫高帳などの基本史料や、天領日田・玖珠両郡の代官として毛利高政が関係した名寄帳、物成帳、知行目録等は、歴史の空白を埋める貴重なものである。分類記号もスペシャルSを付して顕彰した。

なお、裏打ちされているものの、その後の虫損がかなり進行している。

四、御用日記以下の簿冊類は、湿損、虫損による損傷の顕著な「手日記」以外は全般的に保存状況は良好であった。恐らく「手日記」の保存場所は雨漏りなど湿気が一番多い所であったと思われ、中には板状になり紙数の確認すらできなかったものもあった。

五、明治関係史料は損傷もなく全般に良い保存状況であったといえる。しかし藩庁史料と違って全く整理されておらず、公私混同の状態でも種多様の史料が混在していたため、特に一紙ものの史料の処理に苦慮した。

六、内容的には、次に説明するS分類のもの以外では、毛利藩が実に裕富であったかを知らせられた。廢藩当時、歩質蔵の中に作られた秘密の穴蔵には二万五千両余が隠されており、士族には一律百二十両、卒族に七十両あて配分し、菩提寺養賢寺には五十両を贈っている。

士族授産では、有慶社が組織され、旧家老が社長となっている。有慶銀行のほか、木材、竹木、魚市場、養魚場等手広く出資、経営に参加している。また私学鶴谷学館の設立など、他藩に比較してみる必要がある特異な藩であったことが、これら史料によって究明されるであろう。

二 調査物件の概要

昭和五十一年度から五十三年度にかけて調査した史料は、後掲目録のとおりであるが、分類項目ごとにまとめてみると次表のとおりである。

| 分類記号 | 内 容 | 五一年度調査点数 | 五二年度調査点数 | 五三年度調査点数 |
|------|------------|----------|----------|----------|
| A | 朱印状、領知目録 | 寛文、天保 | 延享 | |
| A | 自領、他領 | 享保 | | |
| A | 天領、預領 | 天明 | | |
| B | 位階、勲等 | 慶安元、安政 | | |
| B | 藩侯自身に関すること | 寛保、嘉永 | | |
| B | 交際 | 弘化 | | |
| " | 立花 | 弘化 | | |
| " | 大村 | 弘化 | | |
| " | 細川 | 嘉永 | | |
| " | 堀 | 安政 | | |
| " | 鍋島 | 嘉永 | | |
| " | 宗 | 享保 | | |
| " | 藤堂 | 安政 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|---|---|--------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | B | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | III |
| 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | | | | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 文 際 |
| 津 留 | 森 久 留 島 | 高 力 | 相 良 | 松 浦 | 秋 月 | 九 鬼 | 松 平 | 片 桐 | 分 部 | 南 部 | 岩 城 | 五 嶋 | 織 田 | 大 関 | 山 内 | 京 極 | | | | | |
| | 弘 化 | 文 政 | | | | 嘉 永 | 天 保 | 天 保 | 天 保 | | 安 政 | 万 延 | 嘉 永 | 天 保 | 嘉 永 | | | | | | |
| | — | — | 四 | — | — | — | 二 | 三 | 二 | 三 | 一 五 | — | 二 — | — | 二 八 | — | 三 五 | | | | |
| 九 | | — | | | | — | — | | | | 〇 | — | — | 六 | 二 | — | 〇 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 三 | | | — | | | | | | | |

| 計 | 明 | 雜 | T | S | R | Q | P | O | N | M | L | K | J | I | H | H | G | |
|-------|-------|-------|------|--------|-----|-----|----------|----------|---------|----|------|----|----|----|-------|----|----|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | II | I |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 明治時代雜 | 江戸時代雜 | 鶴谷字館 | 特別貴重史料 | 警露館 | 有慶社 | 毛利家會計(2) | 毛利家會計(1) | 漁業(魚市場) | 繪圖 | 寺領支配 | 地誌 | 遊芸 | 武学 | 御札之次第 | 藩士 | 軍事 | |
| 八六九 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一、七二七 | | 二二 | | 一九〇 | | | | | | 一一 | 三 | 二 | | 一一 | 六 | 九 | 二三 | |
| | 明治} | 明治} | | " } | " } | " } | " } | 明治} | | | | | | | | | | |
| 一、〇〇八 | 八四 | 二三 | 五九 | 五 | 四七 | 七六 | 一〇二 | 一一〇 | 一七六 | 一五 | 九 | 二 | | 一〇 | | 二三 | 一一 | |

各項目の概要を記せば次の通りである。

S 前述のとおり特別貴重史料として顕彰した。佐伯藩成立過程を知る貴重なものである。この項目については、後に詳しく述べる。

A I 藩にとって最も重要な朱印状、領知目録。全てが写であるが貴重である。三十九点。寛文ノ

A II 佐伯藩領と臼杵藩領にまたがる津久見村奥河内山論に関する史料が中心。二〇四点。享保ノ

A III 初代毛利高政の弟吉安の分知十か村二千石が、三代高尚の家督相続を機に吉安から幕府に返上され天領となった。その二千石に関するもの。八点。天明ノ

B I 慶安元年十二月四日の三代高尚あて後光明天皇口宣案以下十三代高謙までの口宣案や位記、補任状等。六六点。

B II 藩主及び一族に関する起請文、家督、縁組等多種多様。二三八点。寛保ノ

B III 大名間の交際史料。立花六二、大村一〇二、細川五九、堀三三、築島四九、宗一、藤堂一四、京極六二、山内一四、大関三〇、織田一八、五嶋二二、岩城一二、南部二八、分部三、片桐二、松平三、九鬼三、秋月二、松浦一、相良一、高力四、久留島二、森一、津留九、新庄二六、雑四四点。

B IV 八代將軍吉宗の征夷大將軍宣下写、勅使下向、下田条約、アメリカ条約写、合衆国書翰写などの一般史料。一九一点。享保ノ

C 一 参勤交代、警衛等勤役関係。二六六点。

D I 那廻り、公事方裁許等。幕末藩主高輪が佐伯文庫の一部を將軍家に献上するに当って、明石大助が宰領として輸送する際の道中継人馬何書等注目すべき史料が含まれる。九七点。寛延ノ

- D II 政府、通達関係〇点。
- D III 御用日記。五七八冊。延宝。一部散佚あり。
- D IV 郡方町方御用日記。一四六冊。正徳。一部散佚あり。
- D V 御仕置帳。八八冊。享保。
- D VI 手日記。六一冊。宝永。
- D VII 在所日記。二三冊。享保。
- D VIII 海陸日記。二〇冊。宝永。
- D IX 御馳走日記。六冊。延宝。
- D X 江戸在所往來用向覚。四七冊。享保。
- D XI 藩政記録雑。御用日記等破損部。一七点。
- E 藩財政に関するもので、損毛、飢饉、推葺作方、御小納戸勘定覚、金銀吹改等経済動向関係史料。四三点。享保。
- F 家内法のほか、一般法令に関する触、覚など。六〇点。享保。
- G 具足、狩猟、海岸防禦等特定事件に関するもの、および軍事一般に関するもの。三四点。享保。
- H I 家中分限帳など藩士に関するもの。三一点。文政。
- H II 正月等祝祭礼式に関するもの。六點。慶安。
- I 弓術、銃隊操練の武芸のほか、神当流管天之巻など芸能に関するもの。二一点。安政。
- J 遊芸関係〇点。

K 佐伯藩領内の産物や、海辺付村順書などの地誌。四点。寛政↪

L 棟札写、読経次第写のように寺領支配には直接結びつかない。棟札写は永正年間のもの。一二点。元治↪
絵図。二六点。差図等も含む。文化↪

N 魚問屋、魚市場、養魚場等水産関係の史料で、有慶社支店として経営された。一七六点。明治↪

O 毛利家会計帳簿類。一一〇点。明治↪

P // 一〇二点 //

Q 有慶社関係史料。銀行、木材、竹木等。七六点。明治↪

R 毛利氏の佐伯における住宅警露館に関するもの。四七点。明治↪

T 私学鶴谷学館に関するもの。五九点。明治↪

雑 江戸時代のもので、分類項目に入れがたいもの四五点。

明雑 明治時代の雑文書、簿冊等。八四点。

三 調査物件とその性格

分類項目S、即ち特別貴重資料を通して、佐伯藩、毛利氏の動向にふれて、佐伯藩史料の価値の一端を紹介したい。

(一) 佐伯入部以前の毛利氏

家伝によると、もとは宇多源氏で、佐々木六角大膳大夫満綱の子、備中守高久が三井出羽守藤原乗定の養子となり、近江国愛智郡鮫江に築城、これより藤原姓鮫江と称するようになったと伝える。

六代の孫備前守定春は、鮫江庄のうち森村に移り、森氏を名乗るが、高政の時代に毛利に改姓した。改姓の理由は、羽柴秀吉と毛利輝元とが、備中国高松において対峙した際、織田信長の本能寺の横死を知り、秀吉は人質を交換して和睦を計った。秀吉側の人質に指名されたのが森勘八郎高政と、その弟兵備吉安である。

その時、毛利輝元が秀吉に対し、毛利と森とは同訓であるので毛利と改姓させてはと提案し、高政は秀吉の命により毛利に改めたという（寛政重修諸家譜）。

ここで、毛利氏の略系図を示すと次のとおりである。

高久―尚昌―義堯―為定―定秀―定春―政次―高次慶長二年二月―高政助八郎―高成抵津守―高尚直―高重安房守

⑤ 高久駿河守、久留島―⑥ 高定同防守、久留島―⑦ 高通抵津守―⑧ 徳高高丘―⑨ 高猷標―⑩ 高聴高明・高誠高誠―⑪ 高翰右兵衛守

② 高泰出雲守—高謙伊勢守—高範美濃守、伊勢守—高棟
安房守—高範無川から金子

毛利高政が豊後に関係する初見の史料である「寛政重修諸家譜」によると、「(天正)十五年三月十五日旧領をあらため、加増ありて豊後国日田玖珠二郡のうちにおいて二万石を領し、日田郡隈の城主となる。このとき弟吉安に二千石をわちち与ふ。文禄元年太閤の命をうけ軍奉行となりて朝鮮に渡海し、のち帰国す。四年九月太閤より領知の判物をたまふ。…中略…(慶長)五年石田三成が催促に応じ、大坂城にはせ集るといへども、そのち東照宮の御麾下に帰降し、六年四月五日所領を豊後国海辺郡のうちにつさされ、佐伯城を賜ふ。…九月二十三日片桐且元奉書をもって命令をつたへ、日田玖珠両郡を預けられ、其他の郡代たり。…」とみえる。

ここにみえる天正十五年三月という時は、大友氏と島津氏の対立の時代で、豊後は天正十四年暮から十五年春にかけて島津勢に席捲されていた直後である。

大友宗麟の援軍要請に応えた秀吉が、天正十五年三月出陣したため、島津勢は退却し、五月に秀吉との間に和平が成立した。九州平定後、秀吉は大友義統に豊後一國を安堵する。

この状況の中で、毛利高政が日田・玖珠二万石を得たと考えられないし、関係史料の存在も聞かない。毛利高政が日田・玖珠に関係するのは、大友氏改易後、太閤檢地が実施された文禄二年から三年にかけてのことであるとするのが妥当である。

(二) 日田・玖珠と毛利氏

文禄二年、大友吉統は文禄の役においての行動が原因して除国され、毛利輝元に預けられた。秀吉の蔵入地となった豊後国には、文禄二年から三年にかけて、隈(日田)に毛利高政、高田に竹中重利(重成、隆重)、岡(竹田)に中川秀成を配し、残りは蔵入地として太田一吉(政之)、熊谷直陳(直盛)、早川長政(敏)、垣見一直(寛家純)を代官に任命したという。「温故知新録」(佐伯藩の手によって完成された藩史)によると、

豊後国日田郡之内、高二万石附所せしめ畢、内千石は父九郎左衛門、二千石は弟権六に配分せしむ、残り一万七千石は軍役相勤め領知すべき也、

文禄四乙未年九月日

毛利民部大夫殿

とみえる。これは秀吉の朱印状であるが、正文も案文も伝わらないし、真偽の判断もつきかねる。高政は文禄の役では舟奉行として参戦していたので、冊国後の文禄四年に隈城主を拝命したものであろう。

父九郎左衛門の千石、弟権六吉安の二千石の所領地を詳細に示す史料はないが、毛利家筆頭家老戸倉氏に与えた知行五百石は判明する。

豊後国日田郡之内

- 一 百九拾壱石壱斗六升七合八才ハ大山庄之またね村分
- 一 百拾壱石三斗一升四合八勺六才ハ同庄之中山村分

一 百八拾五石九斗七升或合六才八同庄おきり畑村分

一 拾壺石五斗四升五合三勺者 同村下かたせこ村之内

都合五百石分令扶助訖、永代全可領知候、仍如件、

文禄五年五月十九日

民部大輔

友重 在判

森織部とのへ

(『大分県史料』第六卷「毛利高棟文書」)

戸倉氏について、「佐伯市史」は、「天正七年（一五七九）十月、秀吉は三木城の別所長治を攻囲したが、高政はこの攻城戦に参加、奮戦して負傷した。別所氏の侍大將戸倉重基はかねて高政と親交があったが、落城にあたって遺児金吾を秀吉の陣におくり、後事を高政に託した。金吾とは、後の佐伯藩筆頭家老戸倉織部行重のことである。」としている。

新しい包紙に「戸倉六郎兵衛先祖之感状等之写互通」とあるところから、戸倉氏は森氏を称していたことがしれる。

また、「市史」は、友重は毛利高政の実名であるとするが、「九州天領の研究」では、「豊後日田永山布政史料」を引用して、「日田の番代として関ヶ原の役以前は、高政の父毛利友重をあげ、慶長六年以降は家臣の毛利隼人佐をあげている。」としており、注には「毛利友重の通称は九郎左衛門、ただし寛政重修諸家譜は高次とす。」とある。

高次が友重であったとする史料を知ることができないが、高次の卒年が慶長二年二月二日であるということからみれば、友重が慶長三年八月十五日付けで森織部戸倉行重に発給した知行充行状は宙に浮くことになる。

また高次が民部大輔であったとする史料も欠け、領主高政を差しおいて父の権力で知行充行がなされたとは考えられない。とすれば友重は毛利高政の実名とする「佐伯市史」の説が妥当である。

慶長二年二月二十一日、高政は秀吉から「先手之衆為御目付」として、毛利豊後守重政、竹中源介隆重、垣見和泉守一直、早川主馬首長政、熊谷内蔵丞直盛らと共に、慶長の役の出陣を命ぜられた。南原城合戦では、四十一の頭を討捕っているし、朝鮮軍の大船（番舟）へ討入り、自身も二か所の手負いをうけた後、海中に打落されている（『毛利高樞文書』）。

また、高政は民部大輔友重名で、一番頭の手柄を立てた森織部戸倉行重に高麗合戦の恩賞を充行っている（『毛利高樞文書』）。

慶長六年高政は家康によって佐伯に封ぜられるが、日田、玖珠との関係はつづいた。

慶長六年九月二十六日の「慶長六年予州替御知行所」によると、玖珠郡すか（菅）原村、あハの（粟野）村、そこたい村、中山田村、小田村、おかへり（魚返）村、戸畑村、つかわき（塚脇）村、大畠村の一万二千八百八十二石三斗五升と、日田郡いて（井手）村、竹田村、くくり（求求里）村、城内村、入津村、石井村、高瀬村、雲珠村、馬原村、中山村、由木村、五馬村、ままかね（万々金）村、大野村、とち（筋）原村、たうの尾（堂尾）村の一万五千七十七石八斗四合、合計二万七千九百五拾三石一斗五升について、次のように預けられている。

右当座之為御蔵入被成御預ケ条、百姓等御仕置被仰付可有御取納候、重而御意之趣候者可申入候、以上。

慶長六年九月廿六日

片桐市正 判

毛利民部大輔殿

（『佐伯藩史料』9）

このように、佐伯入部後も日田、玖珠二郡のうち、二万七千九百五十三石一斗五升を預けられている。また、「慶長七年分豊後国玖珠郡御倉入目録御代官毛利伊勢守」とあるように、毛利高政が代官として支配していたことも裏付けられる（同11）。

このほか慶長四年珍珠郡飯田郷書曲(かいまげ)村名寄帳(同S3)、慶長五年分兩津江田島物成帳(同S4)、慶長七年豊後国日田郡、珍珠郡御預米帳(同S10)などがある。

(三) 佐伯入部と毛利氏

関ヶ原合戦で西軍から東軍に通じた毛利高政は、慶長六年四月隈から佐伯一万九千石(二万石ともいう)に転封させられた。太閤蔵入地は没収され、豊後には臼杵稲葉氏、日出木下氏、森久留嶋氏が新たに入部してきた。

毛利氏入部以前の佐伯地方について、『佐伯市史』は「佐伯は公領になったものか明確な記録がない。しかし慶長二年太田一吉が臼杵藩主になったとき、佐伯を併領したという説もあり、慶長五年九月黒田如水が東方軍として豊後の西軍諸城を攻略したとき、高政の所領佐伯、角牟礼(珍珠郡)日隈(日田郡)の三城を攻撃を家臣に命じている(黒田如水軍記)ことから、慶長五年以前、少なくとも文禄五年高政が日田、珍珠二郡の公領を預っていた時点で、角牟礼城も何かの形で高政の支配下にあつたように思われる」としている。

十時英司の「大分県旧藩領域図」には、「文禄三年毛利(森)高政佐伯城二万石(外ニ珍珠日田二郡に管せあり。文禄四年日田隈城主となる)。慶長六年高政は徳川家康より佐伯に封ぜられ(二万八千石)角牟礼の古城をすて、新に鶴谷城を築く。珍珠日田代官如旧。(床木、壘田二村弟吉安分封)。元和二年珍珠日田を石川総輔に渡す。慶長六年来島康親に有田郷四千石をゆずる。保戸、赤河内戸次庄十九村毛利高政領となる。」と説明する。

なお、戸次庄十九村が毛利領となつたのは十時氏の誤りである。

以上二説をまとめてみると、毛利氏が佐伯に入ったのは慶長六年説と、文禄三年説に大きく分けられる。その点につい

て、佐伯藩史料の關係するものをあげると次のようになる。

まず、慶長二年三月十一日の佐伯庄大坂本内八戸村御検地帳（佐伯藩史料S1）、同年月日のものと思われる佐伯庄大坂本内備後村御検地帳（同S2）が、佐伯藩史料中に遺されている。検地帳差出者は両者とも松田清右衛門と長江二郎助の二名である。毛利氏の入部が慶長六年を最初とすれば、この検地帳は他所から譲られたものか、あるいは領内から写の提出を求めたのか、または毛利氏が蔵入地佐伯地区の代官をしていた時に検地をしたものということになるであろう。

次に久留嶋康親に有田郷四千石を譲った点について、慶長六年九月七日付けの「豊後国之内御知行方目録来嶋右衛門市」（同S8、9）がある。全文を掲げておく。

御知行方 目録

| | | |
|---------------|--------|-------|
| 一 百九拾貳石貳斗四升 | 豊後国日田郡 | 一野瀬村 |
| 一 三百八拾貳石叁升八合 | 同 | 野保手村 |
| 一 百四拾七石貳斗六合 | 同 | 堤村 |
| 一 貳百九拾石八斗叁升 | 同 | 池辺村 |
| 一 四百九石七斗八合 | 日田郡 | 夕田村 |
| 一 六百三拾貳石三斗貳升 | 同 | 石松村 |
| 一 五百四拾石六斗三升四合 | 同 | もろとミ村 |
| 一 百三石 | 同 | 長尾村 |
| 一 六百拾六石六斗 | 同 | 羽田村 |

| | | | |
|-------------------|-----|-------|--------|
| 四百五石三升 | 同 | (月出山) | くわんたう村 |
| 八拾貳石八斗壹升三合 | 同 | | 城内村之内 |
| 以上 三千八百貳石三斗八升 | | | |
| 七百九拾六石六斗三升 | 玖珠郡 | | 古後村 |
| 千九百九拾八石九斗四升五合 | 同 | | あやかき村 |
| 六百貳拾五石三斗五升 | 同 | | 大田村 |
| 六百九拾四石八斗三升四合 | 同 | | 平井村 |
| 貳千九拾壹石七斗七升 | 同 | | 保足村 |
| 千貳百三拾壹石七斗三升 | 同 | | 森村 |
| 千九百三拾三石壹斗四升二合 | 同 | | 日出生村 |
| 貳百九拾三石三升 | 同 | | 松か根村 |
| 以上 八千六百六拾五石四斗三升三合 | | | |
| 千百貳拾八石三斗五升九合 | 速見郡 | | 霧見村 |
| 此外 百貳拾五石九斗貳升 | | | 地震川成 |
| 九百三石八斗貳升七合 | | | 让間村 |
| 此外 五拾壹石六斗五升 | | | 地震川成 |
| 以上 貳千三拾貳石壹斗八升六合 | | | |

合 老万四千石

右為与州善知被遣候間、可有御知行候、御朱印重而申請可進之候、以上、

慶長六年九月七日

片桐市正 判有

賀藤喜左衛門尉 判有

なお、S9は差出者が片桐市正、賀藤与左衛門、坂倉□右衛門尉となっている。

日田郡有田四千石というのが、前半部の三千八百式石三斗八升のことを指すものと思われる。

以上、慶長六年初めて佐伯に入部したとするには、否定的な史料が多い。今後の研究課題となると思われる。

四 佐伯入部と検地

慶長六年佐伯に入った高政は、佐伯庄戸穴村に対し指出帳の作成提出を命じた（佐伯藩史料S5）。これは慶長六年五月二十七日の「御内入時代海部郡佐伯庄戸穴村指出帳ひあな村吉右衛門」で、大戸穴村以下十六村二三〇二石一斗一升八合六勺とある。高政はこの指出の提出を命ずると共に、文禄二年山口玄蕃によって実施された太閤検地の写をも提出させている。

それは、慶長六年六月十七日の「山口玄蕃郷御検地指出帳」（同S6）で、S5の十六村のほか、蒲江浦一村の田方を加えた十七村一七四三石六斗二升四合となっている。

この兩者の差は、五五八石四斗九升四合六勺で、文禄検地を約六〇〇石上廻った指出となっている。

差出者は両方とも、戸穴村庄屋吉右衛門、大戸穴村清次郎、海崎村新兵衛、狩生村善右衛門、津井村六兵衛、浅海井村

喜右衛門の六名である。

さて、佐伯藩の検地について、佐藤清洋氏は、「大分の歴史」(大分合同新聞社刊)に「慶長二年当時の佐伯は太閤蔵入地で、代官は不明である。しかし太田一吉が慶長二年に大野郡の代官から臼杵三万五千石の大名に任命された時、海部郡の蔵入地は大名預け地として代官を兼任したことも考えられる。この年の佐伯庄の検地帳で現存するものは大坂本郷の備後村と八戸村のものだけで、内容が文祿検地の村位別石盛を継承しているところから、太田一吉が海部郡の蔵入地代官を兼ねていたため、臼杵領を含めて海部郡一円の太閤検地を行った結果ではないか」とする。

この説によると、八戸村(S1)と備後村(S2)の検地は、臼杵藩主太田一吉が実施したことになるが、何故その検地帳が佐伯藩史料の中に存在するのであろうか。それは「平入れ検地を実施する時間的余裕がなかったからか、文祿二年の検地帳の写を差出せる差出検地に代えることにしたのである」と断言し、更に「幸い佐伯庄には上述のように慶長二年の検地帳の写を徴取すれば、当面の年貢、夫役の徴発は可能と判断したものであろう。」とする。

写であるとすれば、「山口玄蕃殿御検地指出帳(S6)」とか「竹浦組御指出山口玄蕃殿御帳(S7)」とかのように写であることを示す文言があるのが当然であると思われる。しかし八戸村と備後村のそれは、太田一吉が検地したことを暗示する文言は全く見当らない。

松田清右衛門と長江次郎助なる人物の性格を知る史料がないため、この検地が誰によってなされたのか判断しかねるが、毛利高政が日田隈城主として蔵入地佐伯地区を預っていたことの可能性をも暗示させる。検地の実施については、写を差出させる差出検地をもって検地にかえたとするが、慶長六年五月二十七日のS5と、玄蕃帳S6との間に六〇〇石近い差のあることはどのように解釈すべきであらうか。当然毛利氏独自の検地を裏付けるものである。

慶長十六年には、「再び検地帳の差出しを命じている。新開田畑を書き加えたものであろうが、この時も検地帳の表紙には「山口玄蕃水帳鶴谷組差出帳」のように、玄蕃帳の写であることが記載されているので、佐伯藩独自の検地はまだ行なわれていないことがわかる。また同時に玄蕃帳を基本としていることは、文禄検地の村位別石盛制も継承されていたと考えてよいであろう。この年の検地帳で村名のわかっているものをあげると、横川村、鶴谷村、中野村、下野村、海崎村の五か村だけであるが（佐伯藩旧記目録）、一応慶長十六年の検地の様子を知らることができよう」とする。

検地に関する史料をあげると、今まであげた史料のほか、
「慶長十年七月十日、豊後国玖珠郡、日田郡、海士郡那之内御検地目録、毛利伊勢守（S13）」
「慶長十六年六月九日戸穴ノ内海崎村指出之帳山口玄蕃卒（S28）」
「慶長十六年六月十日、中野村指出之帳山口玄蕃卒（S29）」
「慶長十六年六月十日下野村指出山口玄蕃卒（S30）」
同年月日の「鶴谷組差出帳山口玄蕃卒（S31）」
「慶長十六年六月二十四日豊後国海部郡、玖珠郡、日田郡之内御検地目録之帳（S32）」
慶長十六年（月日未詳）の「山口玄蕃卒水帳日録横川村（S36）」
「慶長十七年三月十一日佐伯庄大坂本之内黒土村地割帳并海部郡之内伊勢守領分御検地差出帳（S38）」
が慶長年間のものとしてあげられる。

この他元和元年～二年の、葛原村（S77）、因尾村（S78・80・81・82・83）、慶安五年上直見村（S176）、万治二年大船掛村、屋敷村（S177）がある。

まず、S13は木立村以下二十三村一万九千石、S32は拝領分一万九千石、S35も二十三村一万八千九百九拾九石の目録である。S28・29・30・31は、S32（十六年六月二十四日）の内訳であるが、佐藤氏は玄蕃卒と記されていることから、文禄二年の検地帳の写であるとする。しかし、これは玄蕃卒を使用して農民が自分達で卒入をした差出帳とみるべきであらう。

また、村名のわかるものとして、五か村をあげているが、S 35の横川村というのは一万九千石の検地帳目録の最初に記載されている村名であって、その中には二十三か村全部が記されている。また、鶴谷村、中野村、下野村、海崎村の四村は、S 32の検地目録作成に当って提出させた差出帳の現存するものにほかならない。

終　　り　　に

以上、佐伯藩史料は、今まで唱えられて来た佐伯藩の歴史をかなり訂正させる史料であることが判明する。

約三千点に及ぶ史料のうち、S 分類の慶長年間のものの一部だけを利用して、その内容を検討しただけでも多くの問題点が解明されると考えられる。

三か年にわたった調査が終了し、これが公開され研究に供されることは調査員一同の喜びとするところである。

佐伯藩政史料目錄

佐伯市教育委員會所藏

A I (御朱印・領知目錄)

| | | | | |
|----|-------------|-----------------|--------|------------------|
| 1 | 寛文 四年 四月 五日 | 殿有公御朱印写 | 毛利伊勢守充 | (三九・〇×五二・〇一 一紙) |
| 2 | 貞享廿八年 九月廿 日 | 常憲公御朱印写 | 毛利駿河守充 | (三九・〇×五二・五一 一紙) |
| 3 | 正徳 二年 四月十一日 | 文昭公御朱印写 | 毛利周防守充 | (三九・〇×五二・五一 一紙) |
| 4 | 享保 二年 八月十一日 | 有徳公御朱印写 | 毛利周防守充 | (三九・〇×五二・五一 一紙) |
| 5 | 延享 三年 十月十一日 | 惇信公御朱印写 | 毛利周防守充 | (三九・〇×五二・二一 一紙) |
| 6 | 宝曆十一年 十月廿一日 | 波明公御朱印写 | 毛利彦三郎充 | (三九・〇×五二・五一 一紙) |
| 7 | 天明 八年 三月 五日 | 文恭公御朱印写 | 毛利和泉守充 | (三九・〇×五二・五一 一紙) |
| 8 | 天保 十年 三月 五日 | 慎徳公御朱印写 | 毛利伊勢守充 | (三九・〇×五二・五一 一紙) |
| 9 | 安政 二年 三月 五日 | 温恭公御朱印写 | 毛利安房守充 | (三九・〇×五二・五一 一紙) |
| 10 | 安政 七年 三月 五日 | 昭徳公御朱印写 | 毛利安房守充 | (三九・〇×五二・五一 一紙) |
| 11 | 享保 二年 八月十八日 | 毛利周防守領知目錄写 | 毛利周防守充 | (四三・〇×九五・〇一二紙統) |
| 12 | 享保 二年 八月十八日 | 毛利周防守領知目錄写 | 毛利周防守充 | (四五・〇×九二・〇一六紙統) |
| 13 | 延享 二年 十月十一日 | 毛利周防守知行目錄写 | 毛利周防守充 | (四六・〇×一四五・〇一八紙統) |
| 14 | 天明 八年 三月 五日 | 朱印状写 | 毛利和泉守充 | (四一・〇×六六・〇一三紙統) |
| 15 | 安政 七年 三月 五日 | 毛利安房守領知目錄 | 毛利安房守充 | (四六・五×一七三・〇一二紙統) |
| 16 | 延享 三年 二月 七日 | 代々御朱印並御領知目錄等御改寛 | | (一七・〇×一〇三・〇一三紙統) |
| 17 | 延享 三年 十月十一日 | 大御所様御朱印状写 | 毛利周防守充 | (一九・六×三九・〇一 一紙) |

18 延享 三年 十月十一日 老中連署状写

毛利周防守充

(一九・五×一五・三一 一紙)

19 (宝曆十年)十一月廿三日 御朱印改申達之覚

(一八・〇×一九二・〇一五紙統)

20 宝曆 十年十一月廿三日 代々御朱印並御領知目録等御改覚

(一八・〇×一六六・〇一四紙統)

21 (宝曆十年)十一月廿三日 御領知目録差出控

(二〇・〇×六四・〇一二紙統)

22 (年月日未詳) 御朱印目録

(一九・〇×八二・〇一二紙統)

23 (年月日未詳) 御領知目録差出控

(一八・〇×四五・三一 一紙)

24 (年未詳)午二月 御朱印目録

(一五・〇×四〇・〇一三紙統)

25 (年未詳)戊四月 御朱印目録

(一七・五×四八・五一 一紙)

26 (年月日未詳) 御朱印目録

(一九・五×八二・〇一二紙統)

27 (年未詳)申二月十一日 覚

(一四・〇×一五・〇一 一紙)

28 (年月日未詳) 御朱印目録写

(二〇・〇×五一・〇一二紙統)

29 (年月日未詳) 御朱印目録写

(一九・〇×七三・〇一三紙統)

30 (年月日未詳) 領知目録包紙

(三八・八×二六・三一 一紙)

31 (天保九年) 御朱印御改口達之趣覚書

斉藤多磨光

(二九・〇×二一・〇一六紙綴)

32 延享二年・宝曆十年・天明六年 御朱印御頂戴御例

(二八・〇×二一・〇一四七紙綴)

33 天保 八年十二月 道中御用日記

(二八・三×二一・〇一三八紙綴)

34 天保 九年 御朱印御改一件

(二八・五×二一・〇一三三紙綴)

35 天保 九年正月 御朱印御差登ニ付御用状留

(二八・〇×二一・〇一六紙綴)

36 天明八申年 御朱印被下之次第

(二六・五×一九・六一三紙綴)

37 天保十亥年 御朱印御頂戴一件

(二八・一×二一・〇一三〇紙綴)

(二八・一×二一・〇一三〇紙綴)

38 (年不詳) 寅十月

来卯年御下向被遊候ニ付、於御在所夫々被仰付候成書

(二七・八×二〇・五一二一紙綴)

39 安政 六年 三月

御朱印御差登ニ付御用状留

(二八・二×二一・五一六紙綴)

A II (自領・他領)

- 1 (享保廿年) 十二月廿六日
古川仙右衛門・佐久間織右衛門連番書
狀控
林角左衛門充
太田六郎兵衛充
- 2 (年未詳) 正月 九日
広瀬甚藏・太田六郎兵衛・林奥左衛門
連番書狀写
佐久間織右衛門充
古川仙右衛門充
- 3 (年未詳) 正月 十日
古川仙右衛門・佐久間織右衛門連
番書狀写
林角左衛門・太田六
郎兵衛・広瀬甚藏充
- 4 (年未詳) 正月十一日
佐久間織右衛門書狀
林角左衛門・太田六
郎兵衛・広瀬甚藏充
- 5 (年未詳) 正月十二日
連番書狀写
佐久間織右衛門充
古川仙右衛門充
- 6 享保廿一年 正月十四日
郡代古川仙右衛門・佐久間織右衛門連
番書狀控
西郷又兵衛外六名充
- 7 (元文元年) 正月 廿日
津久見村奥河内取合之月日書出
古川仙右衛門・佐久間織右衛門連
番書狀写
西郷又兵衛充
- 8 (年未詳) 正月 廿日
古川仙右衛門・佐久間織右衛門連
番書狀写
津久見村大庄屋充
- 9 (元文元年) 正月
書寫写
津久見村大庄屋充
- 10 (年未詳) 正月
津久見村大庄屋西郷又兵衛口上覚控
白杵御領庄屋充
- 11 (元文元年) 四月十八日
實川貞右衛門書狀写
津久見村大庄屋充
奥河内百姓共
- 12 (年未詳) 五月 廿日
津久見浦大庄屋岩崎太左衛門書狀写
小野古左衛門充
- 13 (年未詳) 五月廿七日
某口上書
- 14 元文 元年 六月 三日
津久見村大庄屋西郷又兵衛等申上口上書
- 15 元文 元年 六月十二日
津久見村大庄屋西郷又兵衛等申上口上書
- 16 (元文元年) 七月 六日
益田平馬書狀
黒木監物充

(一三・三×一六・五一七紙綴)
 (一四・〇×一三・〇一三紙綴)
 (一三・〇×四五・五一二紙綴)
 (一三・五×九二・〇一三紙綴)
 (一三・八×七三・〇一三紙綴)
 (一七・〇×二二・〇一三紙綴)
 (一七・〇×三九・五一 一紙)
 (一三・五×二四・〇一四紙綴)
 (一四・〇×八五・〇一四紙綴)
 (一七・〇×七三・〇一三紙綴)
 (一四・五×二〇・〇一五紙綴)
 (一五・〇×二〇・〇一四紙綴)
 (一四・七×六六・五一三紙綴)
 (二七・八×七八・五一三紙綴)
 (二七・八×一〇二・七一四紙綴)
 (一四・五×一〇二・三一三紙綴)

- 17 (元文元年)七月 六日 長谷川与左衛門・中根左治馬書状 黒木監物充 (一三・五×三〇・七一八紙統)
- 18 元文 元年 七月 七日 津久見村より差出候口上書写 (二七・二×一四四・五一四紙統)
- 19 (元文元年)七月十七日 古川仙右衛門・佐久間織右衛門書状写 白杵郡代充 (一三・八×八三・〇一三紙統)
- 20 (元文元年)七月十八日 白杵御郡代より返札写 佐久間織右衛門充 古川仙右衛門充 (一三・五×五九・〇一二紙統)
- 21 (元文元年)七月 廿日 益田平馬書状 黒木監物充 (一四・五×一七・五一三紙統)
- 22 (元文元年)七月 廿日 長谷川与左衛門・中根左治馬書状 黒木監物充 書状(吉田新蔵・白杵・佐伯藩百姓出入に付き) 佐久間織右衛門充 吉田新蔵充 古川主水充 (一四・〇×一四三・八一四紙統)
- 23 (年末詳) 六月廿七日 奥河内山論ニ付注進状写 黒木監物充 (一七・〇×一一〇 一三紙統)
- 24 (年末詳) 六月廿八日 奥河内山論ニ付注進状写 吉田新蔵充 古川主水充 (一四・〇×九八・〇一三紙統)
- 25 (元文元年)七月 六日 奥河内山論ニ付注進状写 黒木監物充 (一四・〇×三九・五一六紙統)
- 26 (年末詳) 七月廿八日 白杵郡代書状写 佐久間織右衛門充 古川仙右衛門充 (一三・五×三三・〇一三紙統)
- 27 (年末詳) 七月廿九日 奥河内山論ニ付平馬殿へ差出書状目錄 林角左衛門・太田六郎兵衛・広瀬甚蔵充 郎兵衛・太田六郎兵衛・広瀬甚蔵充 (一三・五×九五・〇一三紙統)
- 28 (元文元年カ) 奥河内山論ニ付平馬殿へ差出書状目錄 (一三・四×一五・〇一四紙統)
- 29 (年末詳) 八月 七日 古川仙右衛門・佐久間織右衛門連署書状 郎兵衛・太田六郎兵衛・広瀬甚蔵充 (一三・七×二〇八 一五紙統)
- 30 (元文元年)八月 八日 長谷川与左衛門・中根左治馬連署書状 黒木監物充 (一三・七×二〇八 一五紙統)
- 31 (元文元年)八月 八日 益田平馬書状 黒木監物充 (一四・二×一〇八・〇一四紙統)
- 32 (年末詳) 八月 八日 白杵藩郡代連署書状 佐久間織右衛門充 古川仙右衛門充 (一三・五×九七・八一三紙統)
- 33 (年末詳) 八月 八日 奥河内山論ニ付平馬殿へ差出書状目錄 中根左治馬・長谷川丹下・戸倉蔵部充 (一四・〇×九八・〇一三紙統)
- 34 元文 元年 八月十四日 津久見浦組大庄屋岩崎太左衛門口上書写 (二七・五×一五・五一三紙統)
- 35 (元文元年)八月十八日 益田平馬書状 黒木監物充 (一五・〇×六七・〇一二紙統)
- 36 (元文元年)八月十八日 長谷川与左衛門・中根左治馬連署書状 黒木監物充 (一三・七×四九・〇一二紙統)

37 元文 元年 八月廿一日 津久見浦組大庄屋岩崎太左衛門申上口上書写 (二七・五×一四九・〇一四紙統)

36 (元文元年)八月十八日 長谷川与左衛門中根左治馬連署書狀 黒木監物充

(一三・七×四九・〇―二紙統)

37 元文 元年 八月廿一日 津久見浦組大庄屋岩崎太左衛門申上口上書寫

(二七・五×一四九・〇―四紙統)

38 (元文元年)八月廿二日 奥河内山論ニ付黒木監物書狀 中根左治馬 長谷川与左衛門充

(一四・七×八七・〇―三紙統)

39 (元文元年)八月廿二日 奥河内山論ニ付黒木監物書狀寫 益田平馬充

(一三・〇×一二・〇―三紙統)

40 元文 元年 八月廿七日 津久見浦大庄屋岩崎太左衛門口上書寫

(二七・五×七六・五―二通)

41 (元文元年)九月 五日 奥河内山論ニ付黒木監物書狀 中根左治馬 長谷川与左衛門充

(一四・三×一四五―三紙統)

42 (元文元年)九月 五日 奥河内山論ニ付黒木監物書狀 益田平馬充

(一三・二×六六・〇―二紙統)

43 (元文元年)九月廿一日 奥河内山論ニ付中根・長谷川連署寫

(一三・七×二七・〇―六紙統)

44 (年未詳) 九月廿一日 中根左治馬・長谷川与左衛門連署寫

(一三・七×一八三・五―五紙統)

45 (元文元年) 九月廿五日 黒木監物書狀 中根左治馬 長谷川与左衛門充

(一五・〇×八七・〇―二紙統)

46 (年未詳) 九月廿五日 黒木監物書狀 益田平馬充

(一五・〇×七五・五―三紙統)

47 (元文元年) 十月廿八日 黒木監物書狀寫

(一三・三×六〇・〇―三紙統)

48 (年未詳)十一月廿八日 中根左治馬・長谷川与左衛門連署書狀寫

(一三・五×二六三・〇―七紙統)

49 元文 元年十二月十四日 津久見村大庄屋西郷又兵衛申上口上書寫

(二六・五×一〇九・五―三紙統)

50 (元文元年)十二月十八日 某書狀

(一三・〇×三七・〇―二紙統)

51 (元文元年)十二月廿一日 某書狀

(一三・五×一七・〇―五紙統)

52 (元文元年)十二月廿一日 長泉寺心得之覚

(一三・〇×一七・〇―五紙統)

53 (元文元年)十二月廿五日 某書狀

(一四・三×三七・五―二紙統)

54 (元文元年)十二月廿五日 中根左治馬・長谷川与左衛門覚

(一二・八×九〇・〇―三紙統)

55 (元文元年)十二月廿五日 益田平馬書狀 黒木監物充

(一四・三×九〇・〇―二紙統)

56 (年未詳)十二月廿五日 黒木監物書狀 益田平馬充

(一五・〇×一一八・〇―三紙統)

(年未詳) 三月廿六日 山本孝藏書狀写

岡田九馬外五名充

(一五・〇×五五・〇―二紙統)

57 (元文元年) 津久見村奥河内山論一件書狀写 (二七・五×四六六・五一―二紙統)

58 (年月未詳) 廿九日 黒木監物書狀 中根左治馬充 (一五・〇×二二・〇―一紙)

59 (年月日未詳) 津久見村彦野内・中田等庄屋名前書 (一三・〇×一八・五一―一紙)

60 (年月日未詳) 白付領百姓道留ニ付書狀 青江河内大庄屋 作左衛門充 (一三・五×六三・三一―三紙統)

61 (年月日未詳) 津久見村大庄屋西郷又兵衛口上書 青江河内大庄屋 作左衛門充 (二七・五×九三・〇―三紙統)

62 (年月日未詳) 津久見村奥河内山論一件書狀下書 作左衛門充 大庄屋 作左衛門 大庄屋充 (三〇・〇×七四・五一―九紙統)

63 (年月日未詳) 津久見村大庄屋又兵衛口上書下書 青江河内大庄屋 作左衛門 大庄屋充 (二七・五×二六二・八一―七紙統)

64 (年月日未詳) 某口上書 (一四・九×五八・二―二紙統)

65 (年未詳) 津久見村奥河内山論ニ付条々書 御郡代中充 (一三・五×七四・〇―三紙統)

66 (元文元年) 二月 十日 某書狀 (一三・八×五〇・〇―二紙統)

67 (元文元年カ) 某覽書 (一三・五×一八・五一―一紙)

68 (元文元年) 六月廿七日 龍原寺尋替より長泉寺へ返札写 長泉寺和尚充 (一五・〇×一〇四・〇―三紙統)

69 (元文元年) 六月十一日 長泉寺書狀案 龍原寺和尚充 (一三・五×九五・五一―四紙統)

70 (年未詳) 七月十一日 寶川主水・吉田新藏書狀控 川嶋牧右衛門充 大嶋仲右衛門充 (一五・〇×一三〇・〇―三紙統)

71 (年未詳) 七月十六日 龍原寺尋替書狀写 長泉寺和尚充 (二七・五×四〇・七一―一紙)

72 (元文元年) 七月十二日 長泉寺書狀写 龍原寺和尚充 (一三・五×七一・〇―三紙統)

73 (年未詳) 極月十二日 龍原寺尋替書狀 長泉寺充 (一三・五×一〇・五一―三紙統)

74 (年未詳) 極月十二日 龍原寺書狀写 長泉寺充 (一三・五×九六・五一―三紙統)

75 延享 元年 九月十一日 奥河内炭山請負証文写 平清右衛門充 (二四・〇×五九・〇―三紙統)

76 (年月日未詳) 岡田庄太夫書狀写 平清右衛門充 (一五・〇×八五・〇―三紙統)

岡田庄太夫書狀写

(一五・〇×八五・〇一三紙統)

77 (年月未詳) 三月廿六日

山本孝藏書狀写

岡田九馬外五名充

(一五・〇×五五・〇一三紙統)

78 (年月未詳) 三月廿八日

戸倉藏部等三名連署書狀

岡田九馬外二名充

(一四・三×一〇九・〇一三紙統)

79 (年月未詳) 三月廿八日

岡部但馬等六名連署書狀

岡田庄太夫充

(一四・〇×一六二・〇一五紙統)

80 (年月未詳) 三月廿八日

岡部但馬等六名連署書狀写

山本孝藏充

(一五・〇×八五・〇一三紙統)

81 延享二年 三月 晦日

下野村大庄屋染矢治左衛門塩屋村新地庄屋庄七起請文

(二八・五×八三・五一二紙統)

82 延享二年 四月

津久見村大庄屋西郷新助等連署起請文

(二七・〇×六〇・〇一三紙統)

83 延享二年 四月

白杵領百姓入込人数並押取鉋覺

(一三・八×八三・〇一三紙統)

84 延享二年 四月

豊嶋方ヨリ青江河内作左衛門方ニ參候使者名覺

(一三・五×四一・〇一三紙統)

85 (延享二年) 五月廿二日

口上之覺

(二六・〇×二三・五一三紙統)

86 (延享二年) 七月 二日

津久見村奥河内小庄屋代々書上

(一三・五×四一・五一三紙統)

87 (延享二年) 八月 四日

津久見村大庄屋西郷新助口上書

(一四・〇×五〇・五一三紙統)

88 延享二年 八月

津久見村奥河内山論双方絵師立会絵図控

(七五・五×一八一・〇一三紙統)

89 (年月未詳) 正月

某書狀

(一三・八×九〇・〇一三紙統)

90 元文 元年 正月十四日

黒木監物書狀

(一三・五×四〇・五一三紙統)

91 (元文元年) 正月 廿日

津久見村奥河内村取合之月日書出

(一三・七×四〇・〇一三紙統)

92 (元文元年) 辰正月

某申上書

(一三・七×六七・三一三紙統)

93 (年月未詳) 廿三日

番頭等書狀

(一六・〇×一九八・〇一四紙統)

94 (年月未詳) 十一日

某書狀

(一四・五×九六・〇一三紙統)

95 (年月未詳) 廿九日

某書狀

(一三・五×三〇・五一三紙統)

96 (年月日未詳)

某書狀

(一六・二×七三・七一三紙統)

- 97 (年月未詳) 十九日 某書状 (一五・〇×五一・五一二紙統)
- 98 (元文元年) 丑六月 某伺覚 (一三・七×六九・三一三紙統)
- 99 (年未詳) 十二月廿六日 某書状 (一三・〇×一〇四・五一四紙統)
- 100 (元文元年) 正月 廿日 津久見奥河内村取合之月日書出 (一三・七×三六・五一 一紙)
- 101 (年未詳) 十二月十七日 某中上候覚 (一三・七×五四・〇一二紙統)
- 102 延享 二年 九月 津久見村奥河内山林入合相論ニ付訴状
下書 御奉行所充 (三〇・〇×三〇〇・〇一八紙統)
- 103 延享 二年 九月 奥河内山林につき取違一件 (二七・〇×二一・〇一九九紙統)
- 104 (延享二年十二月十日) 佐久間織右衛門書状 林角左衛門外二名充 (一四・〇×七一・〇一二紙統)
- 105 (延享二年) 十二月十一日 成水・太田・林連署書状 佐久間織右衛門充 (一六・〇×九二・〇一二紙統)
- 106 延享 二年 十二月十四日 寶川主水・佐久間織右衛門連署書状 川嶋伸右衛門充 (一七・〇×一六〇・〇一四紙統)
- 107 (延享二年) 十二月十五日 成水・太田・林連署書状 佐久間織右衛門充 (一六・〇×一三三・〇一三紙統)
- 108 (延享二年) 十二月十六日 某書状案 白杵御邸代 林・太田・成水充 (一五・〇×一七〇・〇一四紙統)
- 109 延享 二年 十二月廿五日 津久見村之内奥河内之儀ニ付江戸江差越御用状案文 (一七・七×二〇・五一八紙統)
- 110 延享 二年 十二月廿六日 佐久間織右衛門書状案 川嶋伸右衛門充 (一五・〇×二〇・〇一 一紙)
- 111 (延享二年) 十二月廿八日 大塚伸右衛門・川嶋伸右衛門連署書状 佐久間織右衛門充 (一六・三×四五・〇一 一紙)
- 112 (延享二年) 十二月廿三日 林角左衛門・吉田太郎兵衛・成水甚三郎連署書状 佐久間織右衛門充 (一六・五×七五・五一 一紙)
- 113 (延享二年) 十二月廿三日 林角左衛門等連署書状 寶川主水 (一六・五×三六・五一 一紙)
- 114 (延享二年) 十二月廿五日 佐久間織右衛門書状 林角左衛門・太田六郎充 (一五・〇×一〇四・五一三紙統)
- 115 (年月日未詳) 某書状 寶川主水 (一三・七×六一・〇一二紙統)
- 116 (年未詳) 三月十五日 山本孝藏書状 佐久間織右衛門充 (一六・〇×七九・五一二紙統)

117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136

- (年未詳) 三月十五日 山本孝藏書狀 (一六・〇×七九・五一二紙統)
- 117 (年未詳) 三月廿五日 寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書狀 山本孝藏充 (一三・八×八六・三一三紙統)
- 118 (年未詳) 三月廿六日 山本孝藏書狀 寶川貞右衛門充 (一六・〇×一四七・〇一三紙統)
- 119 (年未詳) 三月廿六日 山本孝藏書狀 寶川貞右衛門充 佐久間織右衛門充 寶川貞右衛門充 (一五・八×六四・五一二紙統)
- 120 (年未詳) 三月 晦日 高松献上茶勘定 山本孝藏充 (一四・六×二二・〇一 一紙)
- 121 (年未詳) 四月 朔日 寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書狀 山本孝藏充 (一三・六×九七・〇一三紙統)
- 122 (年未詳) 正月廿一日 与左衛門・五郎右衛門連署書狀 府坂村豊嶋充 (二八・五×四一・〇一 一紙)
- 123 (年未詳) 正月 清兵衛書狀 門兵衛・助助充 (一三・七×四五・〇一 一紙)
- 124 (延享) 丑 三月十五日 豊嶋書狀 平右衛門充 (二六・二×三九・五一 一紙)
- 125 (年未詳) 三月十六日 豊嶋書狀 平右衛門・弥四郎充 (二八・〇×四〇・五一 一紙)
- 126 (年未詳) 三月 弥四郎・平右衛門連署書狀 府坂村豊嶋充 (一四・〇×四一・〇一 一紙)
- 127 (年未詳) 四月 四日 津久見大庄屋西郷新助口上書 郡代充 (一四・〇×七六・五一二紙統)
- 128 (年未詳) 四月十四日 寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書狀 山本孝藏充 (一四・五×二〇九・八一八紙統)
- 129 (年未詳) 二月 朔日 山本孝藏書狀 佐久間織右衛門充 (一六・〇×二二〇・〇一二紙統)
- 130 (年未詳) 二月 朔日 山本孝藏書狀 寶川貞右衛門充 佐久間織右衛門充 (一六・〇×二八・五一 一紙)
- 131 (年未詳) 正月 晦日 寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書狀 山本孝藏充 (二八・二×四一・〇一 一紙)
- 132 (年未詳) 四月 六日 山本孝藏書狀 佐久間織右衛門充 寶川貞右衛門充 (一四・〇×四八・五一 一紙)
- 133 (年未詳) 四月十七日 山本孝藏書狀 佐久間織右衛門充 寶川貞右衛門充 (一四・〇×一〇三・五一 一紙)
- 134 (年未詳) 四月十七日 寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書狀 寶川貞右衛門充 (一五・〇×五二・五一 一紙)
- 135 (年未詳) 四月十九日 山本孝藏書狀 寶川貞右衛門充 佐久間織右衛門充 (一五・八×七九・〇一二紙統)
- 136 (年未詳) 四月廿九日 寶川貞右衛門・佐久間織右衛門連署書狀 山本孝藏充 (一四・〇×六四・〇一二紙統)

157 156 155 154 153 152 151 150 149 148 147 146 145 144 143 142 141 140 139 138 137

(年未詳) 四月十八日 山本孝藏書狀
佐川久間藏右衛門充

延享 三年 正月廿八日 津久見村奥河内之儀一件御用狀案留

延享 三年十一月 晦日 奥河内論所ニ付御書写并御請控

延享 四年 六月ヨリ 奥河内村山論御用日記

延享 四年 八月・九月 奥河内山論日田代官手代見分吟味日記

延享 四年 九月 晦日 奥河内村山論御用一件日記

延享 四年十一月 津久見村組奥河内山論御裁許ニ付江戸表日記
津久見村之内奥河内村より青江河内村道尾組之者
共山論御許之事写

延享 四年十二月廿六日 津久見村組奥河内論所裁許絵図并裁許狀

延享 四年十二月廿六日 津久見村組奥河内論所御裁許絵図并裁許狀写

延享 四年十二月廿六日 津久見村組奥河内論所御裁許狀写

延享 四年十二月廿六日 津久見村組奥河内論所御裁許絵図

(年月日未詳) 津久見村庄屋百姓共指出奥河内山絵図

(年月日未詳) 津久見村庄屋百姓共指出奥河内絵図

享保廿一年 正月十四日 津久見村庄屋百姓共指出奥河内山論書付

寛延 元年 九月 奥河内山論御裁許一件日記派書

(寛延二年) 六月 奥河内山御用一件入記

(年月日未詳) 津久見村奥河内山論ニ付書狀

(年月日未詳) 津久見村大庄屋代々書上

(年未詳) 九月廿五日 村山境につき津久見大庄屋・庄屋申上覚

(一六・五×七七・二) 二紙統)

(二七・〇×二〇・五) 九紙綴)

(二八・五×二一・〇) 一六紙綴)

(二八・五×二一・〇) 一三紙綴)

(二八・四×二〇・八) 一八三紙綴)

(二八・四×二〇・八) 一六九紙綴)

(二七・五×二一・三) 一四〇紙綴)

(二七・五×二一・五) 一三紙綴)

(一八・〇×二六・〇) 一三六紙綴)

(一八・〇×二六・〇) 一〇紙綴)

(一六・五×二四・〇) 一三六紙綴)

(一五・七×二四・〇) 一三六紙綴)

(七三・〇×二四・〇) 一三六紙綴)

(四二・〇×七三・〇) 一三紙統)

(二八・七×三〇・〇) 一八紙統)

(二八・〇×一三三・〇) 一三紙統)

(一四・〇×二七九・〇) 七紙統)

(一三・五×一五三・七) 一五紙統)

(二八・〇×五一・五) 一紙)

(二四・六×一八・〇) 一三紙統)

(年未詳) 三月廿七日 關部但見・栗屋齊宮・岡田九馬連書狀
中根左仲・長谷川充
勘解由・戸倉藏部

(一九・〇×一五一・〇) 一三紙統)

154 (年未詳) 九月廿五日 村山境につき津久見大庄屋・庄屋中上覚

(一四・六×二一八・〇一三紙綴)

157 (年未詳) 三月廿七日 關部但見・粟屋所宮・岡田九馬退書書状 中根左仲、長谷川充 勘解由、戸倉藏部

(一九・〇×一五二・〇一三紙綴)

158 (年未詳) 十一月 某書状

(一六・九×二二九・〇一四紙綴)

159 延享 元年 津久見村組奥河内一件等控

(二六・五×一九八・二五九紙綴)

160 (年月日未詳) 口上書 (津久見奥河内争論一件)

(一四・〇×四〇・〇一四紙綴)

161 貞享 三年 十月十一日 大阪本村境分給図(1)(2)(3)

(二七・八×二一・〇一八紙綴)

162 文政 二年 三月廿八日 乍恐口上書 (下野村組之内并崎木野瀬川除之儀ニ付)

(二八・〇×二一・四一八紙綴)

163 文政 二年 三月 乍恐口上書 (上野村組之内并崎木野瀬川除修覆につき)

(二七・九×二一・八一四紙綴)

164 文政 二年 四月 木野瀬藪通畑方反別改帳

(二八・二×二〇・九一八紙綴)

165 文政 二年 四月廿四日 上野村木野瀬川分ヶ之儀差切之書付写

(二八・五×二一・二一八紙綴)

166 文政 二年 四月 乍恐口上書 (木之瀬一件境改之儀)

(二七・八×二一・二一〇紙綴)

167 文政 二年 四月廿六日 并崎木野瀬控書写

(一四・二×二一・二一〇紙綴)

168 文政 三年 二月 七日 大阪本村上野村境新開之儀ニ付論所分間 絵圖仕立候野帳

(二六・〇×二四・〇一紙)

169 文政 三年 八月 大阪本村上野村境分給圖付御受証文(1)(2)

(二六・〇×二四・〇一紙)

170 文政 三年 八月 大阪本村上野村境分給圖付幸差上御受証文(1)(2)

(二八・五×二一・一一三紙綴)

171 天保十四年 六月 中野村組風戸山野手入之儀御敷可ニ付中野村上野村 大阪本村へ申渡書(1)(2)

(二八・三×四二・〇一紙)

172 天保十四年 八月 九日 上野村組珠場山梨子内谷口山林絵圖撰書(1)(2)

(二八・四×五一・八一紙)

173 (年未詳) 卯九月 七日 大阪本村組宮野下之内作屋山地高反別覚

(二八・四×二一・〇一七紙綴)

174 寛文 四年 四月 吉日 豊後国海部郡之内佐伯庄郷村之帳

(三一・四×二二・四一六紙綴)

175 寛文 四年 四月 吉日 豊後国海部郡之内佐伯庄郷村之帳(1)(2)(3)

(三一・八×二二・五一五紙綴)

176 寛文 四年

(三一・八×二二・五一五紙綴)

| | | | |
|-----|-------------|----------------------|--------------------|
| 196 | 元祿 九年 十月廿三日 | 切畑村田畠屋敷替内検地高帳九 | (二八・〇×二・〇一・二二紙綴) |
| 195 | 元祿 八年十二月廿八日 | 切畑村之内須平村等三ヶ村内検地高帳五 | (二八・三×二・〇九一四六紙綴) |
| 194 | 元祿 八年十二月廿八日 | 切畑村之内堤内村畠方内検地高帳並 | (二八・〇×二・〇一〇五紙綴) |
| 193 | 元祿 八年十二月廿八日 | 切畑村之内堤内村田方内検地高帳並 | (二八・〇×二・〇一〇五紙綴) |
| 192 | 元祿 八年十二月廿八日 | 切畑村之内脇村外四村田方内検地高帳二 | (二八・〇×二・〇一八八紙綴) |
| 191 | (年月日未詳) | 御領分庄屋肝煎名前書上 | (四六・〇×二・七・〇一 八紙綴) |
| 190 | 天保 八年 | 豊後国佐伯領郷村高辻帳書式 | (二九・〇×二・〇一 四紙綴) |
| 189 | 享和 三年 | 豊後国海部郡郷村仮名附帳写 | (一四・〇×二・三・〇一 四八紙綴) |
| 188 | 享和 三年 十月 | 豊後国郡村仮名附帳 | (三二・三×二・七一九紙綴) |
| 187 | 寛政十一年 十月 | 豊後国海部郡之内佐伯庄郷村之帳 | (二八・〇×二・〇一六紙綴) |
| 186 | 天明 七年 | 豊後国佐伯領郷村高辻帳(1)(2) | (二八・六×二・一・一六紙綴) |
| 185 | 天明 三年 七月 | 豊後国海部郡之内郷村高帳(1)(2) | (三二・六×二・三・九一六紙綴) |
| 184 | 宝曆十二年 六月 | 豊後国海部郡内郷村帳写 | (三〇・八×二・一・一八紙綴) |
| 183 | 宝曆 十年十一月廿三日 | 豊後国佐伯領郷村高辻帳(1)(2)(3) | (二八・〇×二・〇・七一九紙綴) |
| 182 | 宝曆 十年 | 豊後国佐伯領郷村高辻帳 | (三一・〇×二・三・〇一六紙綴) |
| 181 | 宝曆 五年 九月 | 田畑斗代盛、在浦村立位附(1)(2) | (二八・三×二・一・〇一五紙綴) |
| 180 | 延享 三年 二月 | 豊後国佐伯領郷村高辻帳 | (三一・六×二・二・六一六紙綴) |
| 179 | 延享 三年 | 豊後国佐伯領郷村高辻帳(1)(2) | (二八・三×二・〇・六一六紙綴) |
| 178 | 元祿十一年十二月十六日 | 豊後国郷帳 | (三〇・九×二・一・五一六紙綴) |
| 177 | 貞享 元年 四月十六日 | 豊後国海部郡之内佐伯庄郷村之帳 | (二八・四×二・一・〇一六紙綴) |

196 元祿 九年 十月廿三日 切畑村田島屋敷替内検地高帳九

(二八・〇×二二・〇一三二紙綴)

197 正徳 四年 五月 晦日 切畑村組平井村・宮脇村内検地高帳六

(二八・二×二二・三一七一紙綴)

198 正徳 四年 五月 晦日 切畑村組尾岩村・細田村内検地高帳七

(二八・〇×二二・〇一二四紙綴)

199 正徳 四年 五月 晦日 切畑村組平井村・細田村田島町敷高惣目録八

(二八・三×二二・〇一四八紙綴)

200 享保 四年 切畑村之内堤内村等四ヶ村新地高帳十

(二八・一×二二・一一〇七紙綴)

201 享保 十年十一月 津久見浦組岩屋・宮本新島内検地高帳

(二八・〇×二二・〇一六三紙綴)

202 天保 六年十二月 佐伯庄・切畑村田畑御物成御勘定帳

(二八・〇×二二・〇一四二紙綴)

203 嘉永 三年 十月 下野村等田方損毛検見帳

(二八・〇×二二・〇一三〇紙綴)

204 明治 五年 正月十四日 郷帳書式廻達写

(二八・〇×二二・〇一一二紙綴)

A III (天領・預地)

1 天明 三年 九月 天領豊後海部郡拾ヶ村助合殿代銀覚 御勘定所充

(一一・八×一三・〇一四紙統)

2 (天明三年) 六月 毛利和泉守領内御料所拾ヶ村御預り所ニ被仰出候書状案 毛利和泉守充

(二〇・〇×一八四・二一四紙統)

3 (天明三年) 六月三日 松平周防守達書写 毛利和泉守充

(二〇・〇×一八一・五一四紙統)

4 (文政十一年) 十一月 御預所之儀ニ付款願書写

(一九・五×一〇五・六一二紙統)

5 (年月日未詳) 御預所之儀ニ付款願之節達書

(一五・四×一八・三一紙)

6 (年未詳) 辰十二月十八日 御預所蒙仰候年月日覚

(一六・五×三一・五一六紙統)

7 寛文 八年 豊後国海部郡佐伯庄未年御成ヶ御勘定目録

(二九・二×二二・五一六紙綴)

8 天明 三年 七月 豊後国海部郡之内郷村高帳

(二七・五×二三・二一六紙綴)

B I (位階・勲等)

| | | | | | | |
|----|----|----------|----|---------------|---------|-----------------------|
| 1 | 慶安 | 元年十二月 | 卅日 | 後光明天皇口宣案写 | 藤原毛 高尚充 | (三六・一 × 四八・三一 紙) |
| 2 | 慶安 | 元年十二月 | 卅日 | 藤原利毛 高尚位記写 | 藤原毛 高尚充 | (二六・八 × 一八・〇 四紙統) |
| 3 | 慶安 | 元年十二月 | 卅日 | 後光明天皇口宣案写 | 藤原毛 高尚充 | (三六・二 × 四八・一 紙) |
| 4 | 慶安 | 元年十二月 | 卅日 | 藤原利毛 高尚受領補任状写 | 藤原毛 高尚充 | (三六・六 × 四八・〇 二紙統) |
| 5 | 延宝 | 四年十二月廿六日 | | 靈元天皇口宣案 | 藤原毛 高重充 | (三四・二 × 五三・〇 一 紙) |
| 6 | 延宝 | 四年十二月廿六日 | | 靈元天皇口宣案写 | 藤原毛 高重充 | (三六・二 × 四八・二 一 紙) |
| 7 | 延宝 | 四年十二月廿六日 | | 藤原利毛 高重位記 | 藤原毛 高重充 | (二六・三 × 二五・〇 一 五紙統) |
| 8 | 延宝 | 四年十二月廿六日 | | 藤原利毛 高重位記写 | 藤原毛 高重充 | (二七・〇 × 一六・五・〇 一 四紙統) |
| 9 | 延宝 | 四年十二月廿六日 | | 靈元天皇口宣案 | 藤原毛 高重充 | (三四・二 × 五三・三 一 紙) |
| 10 | 延宝 | 四年十二月廿六日 | | 靈元天皇口宣案写 | 藤原毛 高重充 | (三六・二 × 四八・二 一 紙) |
| 11 | 延宝 | 四年十二月廿六日 | | 藤原利毛 高重受領補任状写 | 藤原毛 高重充 | (三六・〇 × 四八・一 二 紙統) |
| 12 | 延宝 | 四年十二月廿六日 | | 江戸幕府老中連署書状 | 戸田越前守充 | (一八・四 × 五〇・五 一 紙) |
| 13 | 天和 | 三年十二月 | 四日 | 靈元天皇口宣案 | 藤原毛 高久充 | (三四・九 × 五一・五 一 紙) |
| 14 | 天和 | 三年十二月 | 四日 | 靈元天皇口宣案写 | 藤原毛 高久充 | (三六・〇 × 四八・二 一 紙) |
| 15 | 天和 | 三年十二月 | 四日 | 藤原利毛 高久位記写 | 藤原毛 高久充 | (二六・二 × 一六三・五 四紙統) |
| 16 | 天和 | 三年十二月 | 四日 | 靈元天皇口宣案 | 藤原毛 高久充 | (三四・九 × 五一・三 一 紙) |
| 17 | 天和 | 三年十二月 | 四日 | 靈元天皇口宣案写 | 藤原毛 高久充 | (三六・〇 × 四八・〇 一 紙) |
| 18 | 天和 | 三年十二月 | 四日 | 藤原利毛 高久受領補任状 | 藤原毛 高久充 | (三七・八 × 五九・〇 一 二紙統) |
| 19 | 天和 | 三年十二月 | 四日 | 藤原利毛 高久受領補任状写 | 藤原毛 高久充 | (三六・九 × 四八・三 一 紙) |

20 元祿 二年十二月廿七日

東山天皇口宣案

藤原利毛高定充

(三三・八 × 五二・七一 紙)

19 天和 三年十二月 四日 藤原利高久受領補任状写

藤原利高久充

(三六・九× 四八・三一 紙)

20 元祿 二年十二月廿七日 東山天皇口宣案

藤原利高定充

藤原利高定充

(三三・八× 五二・七一 紙)

21 元祿 二年十二月廿七日 東山天皇口宣案写

藤原利高定充

藤原利高定充

(三六・一× 四七・一一 紙)

22 元祿 二年十二月廿七日 藤原利高定位記写

藤原利高定充

藤原利高定充

(二六・七× 一六八・三一 三紙統)

23 元祿 二年十二月廿七日 東山天皇口宣案

藤原利高定充

藤原利高定充

(三三・八× 五三・〇一 紙)

24 元祿 二年十二月廿七日 東山天皇口宣案写

藤原利高定充

藤原利高定充

(三六・三× 四八・〇一 紙)

25 元祿 二年十二月廿七日 藤原利高定受領補任状

藤原利高定充

藤原利高定充

(三八・〇× 五八・〇一 二紙)

26 元祿 二年十二月廿七日 藤原利高定受領補任状写

藤原利高定充

藤原利高定充

(三六・五× 四八・〇一 二紙統)

27 元祿 三年 二月 二日 毛利周防守殿諸大夫成御官物覚

左右田保兵衛外二人充

藤原利高定充

(三二・五× 一三五・五一 三紙統)

28 享保 二年十二月廿二日 中御門天皇口宣案

藤原利高定充

藤原利高定充

(三四・〇× 五三・〇一 紙)

29 享保 二年十二月廿一日 中御門天皇口宣案写

藤原利高定充

藤原利高定充

(三六・一× 四八・二一 紙)

30 享保 二年十二月廿一日 藤原利高定位記写

藤原利高定充

藤原利高定充

(二六・八× 一七六・一 五紙統)

31 享保 二年十二月廿二日 中御門天皇口宣案

藤原利高定充

藤原利高定充

(三四・〇× 五三・〇一 紙)

32 享保 二年十二月廿一日 中御門天皇口宣案写

藤原利高定充

藤原利高定充

(三六・〇× 四八・〇一 紙)

33 享保 二年十二月廿一日 藤原利高定受領補任状写

藤原利高定充

藤原利高定充

(三六・七× 四八・三一 紙)

34 (享保 二年十二月廿一日) 天皇口宣案上卿職事書(折紙)

藤原利高定充

藤原利高定充

(一八・〇× 四八・〇一 紙)

35 享保十五年十二月十八日 中御門天皇口宣案

藤原利高定充

藤原利高定充

(三四・五× 五二・五一 紙)

36 享保十五年十二月十八日 中御門天皇口宣案写

藤原利高定充

藤原利高定充

(三六・一× 四八・一一 紙)

37 享保十五年十二月十八日 藤原利高定位記写

藤原利高定充

藤原利高定充

(二六・八× 一七五・五 四紙統)

38 享保十五年十二月十八日 中御門天皇口宣案

藤原利高定充

藤原利高定充

(三四・五× 五二・五一 紙)

39 享保十五年十二月十八日 中御門天皇口宣案写

藤原利高定充

藤原利高定充

(三六・一× 四八・一一 紙)

| | | | | | |
|----|------|-----------|----------------|---------|------------------|
| 59 | 天保 | 元年十二月十六日 | 藤原利高受領補任状 | 藤原利高受充 | (三七・二×五九・〇―二紙統) |
| 58 | (天保) | 元年十二月十六日 | 藤原利高泰位記写 | 藤原利高泰充 | (二五・〇×二〇〇・〇―三紙統) |
| 57 | 文化 | 七年十二月十六日 | 藤原利高輪位記 | 藤原利高輪充 | (二六・七×四七・一一―紙) |
| 56 | 寛政 | 四年十二月十六日 | 光格天皇口宣案写 | 藤原利高聰充 | (三六・九×五〇・五一―紙) |
| 55 | 安永 | 元年十二月十八日 | 天皇口宣案上卿職事書(折紙) | | (一八・四×四八・五一―紙) |
| 54 | 安永 | 元年十二月十八日 | 藤原利高猷受領補任状写 | 藤原利高猷充 | (三六・五×四八・三一―紙) |
| 53 | 安永 | 元年十二月十八日 | 藤原利高猷受領補任状 | 藤原利高猷充 | (三七・五×五八・五一―二紙統) |
| 52 | 安永 | 元年十二月十八日 | 後桃園天皇口宣案写 | 藤原利高猷充 | (三六・二×四八・二一―紙) |
| 51 | 安永 | 元年十二月十八日 | 藤原利高猷位記写 | 藤原利高猷充 | (二六・七×一七・〇―四紙統) |
| 50 | 安永 | 元年十二月十八日 | 後桃園天皇口宣案写 | 藤原利高猷充 | (三六・〇×四八・一一―紙) |
| 49 | 延享 | 二年十月十八日 | 天皇口宣案上卿職事書(折紙) | | (一八・三×四八・三一―紙) |
| 48 | 延享 | 二年十月十八日 | 藤原利高德高受領補任状写 | 藤原利高德高充 | (三七・〇×四八・四一―紙) |
| 47 | 延享 | 二年十月十日 | 藤原利高德高受領補任状 | 藤原利高德高充 | (三八・〇×五九・〇一―紙) |
| 46 | 延享 | 二年十月十八日 | 桜町天皇口宣案写 | 藤原利高德高充 | (三六・一×四八・二一―紙) |
| 45 | 延享 | 二年十月十八日 | 藤原利高德高位記写 | 藤原利高德高充 | (二七・〇×一三七・五―三紙統) |
| 44 | 延享 | 二年十月十八日 | 藤原利高德高位記 | 藤原利高德高充 | (二七・〇×一七二・〇―五紙統) |
| 43 | 延享 | 二年十月十八日 | 桜町天皇口宣案写 | 藤原利高德高充 | (三五・八×四八・一一―紙) |
| 42 | (享保) | 十五年十二月十八日 | 天皇口宣案上卿職事書(折紙) | | (一八・四×四八・〇一―紙) |
| 41 | 享保 | 十五年十二月十八日 | 藤原利高能受領補任状写 | 藤原利高能充 | (三七・〇×四八・五一―紙) |
| 40 | 享保 | 十五年十二月十八日 | 藤原利高能受領補任状 | 藤原利高能充 | (三七・七×五九・〇一―紙) |

59 天保 元年十二月十六日 藤原毛高泰受領補任状

藤原利高泰充

(三七・二×五九・〇―二紙統)

60 安政 元年十二月十六日 孝明天皇口宣案写

藤原 高謙充

(三三・八×五一・五一―紙)

61 安政 元年十二月十六日 藤原毛高謙位記

藤原 高謙充

(二六・六×一四九・〇―三紙統)

62 安政 元年十二月十六日 藤原毛高謙位記写

藤原 高謙充

(二六・八×一六六・五―四紙統)

63 安政 元年十二月十六日 孝明天皇口宣案写

藤原 高謙充

(三四・八×五二・〇―一紙)

64 安政 元年十二月十六日 藤原毛高謙受領補任状

藤原 高謙充

(三六・六×五六・七―二紙統)

65 (安政元年十二月十六日) 天皇口宣案上卿職事書(折紙)

藤原 高謙充

(三九・〇×五二・三一―紙)

66 (年未詳) 十二月 廿八日 源林院位記断簡

藤原 高謙充

(二〇・五×一八・〇―二紙統)

B II (藩候自身に関するもの)

1 寛保 二年 六月廿八日 毛利周防守起請文写

井伊掃部頭他四名充

(三六・〇×六八・〇―二紙統)

2 天明 六年十一月十六日 毛利和泉守起請文

井伊掃部頭他四名充

(三二・三×八八・五―二紙統)

3 天明 六年十一月十六日 毛利和泉守起請文附覚書

阿部伊勢守他五名充

(二七・五×二〇・五―三紙綴)

4 嘉永 七年 五月 七日 毛利安房守起請文写

阿部伊勢守他五名充

(三二・〇×九二・五―二紙統)

5 (年月日未詳) 毛利某御居判写

阿部伊勢守他五名充

(二二・〇×一八・〇―二紙綴)

6 (年未詳) 十二月廿二日 毛利伊勢守番状案(家督相統)

御用香充

(一九・〇×三一・〇―一紙)

7 (年月日未詳) 毛利伊勢守番状案(家督相統)

御用香充

(一九・二×三三・五―一紙)

8 (年月日未詳) 若年寄御口上書

毛利伊勢守充

(一八・〇×二六・〇―一紙)

9 (天明八年九月) 若殿様御披露目之節条々覚

毛利伊勢守充

(二六・三×六四・〇―二紙統)

10 (年未詳) 亥正月 若殿様御披露目之節条々窺書

毛利伊勢守充

(二五・八×一〇九・〇―二紙統)

11 (年未詳) 亥正月 若殿様御披露目之節上々様方御座順窺書

毛利伊勢守充

(二六・二×三三・二―一紙)

32 (年未詳) 31 (年未詳) 30 (年未詳) 29 (年未詳) 28 (年未詳) 27 (年未詳) 26 (年未詳) 25 (年未詳) 24 寬保二年 23 (年月日未詳) 22 寬保二年 21 (年月日未詳) 20 文政四年 19 (年未詳) 18 (年未詳) 17 (年未詳) 16 (年未詳) 15 文久三年 14 (年未詳) 13 (天保二年) 12 (天保二年)

若殿様御剪髮御祝御書院江出座祝式覚
若殿様御剪髮御祝御居所ニ而御祝式覚
宗家・毛利家縁組願書

文久三年 正月 八日 毛利伊勢守養子縁組屈書写 (折)
若殿栄二郎嫡子屈覚

(年未詳) 戊七月 若殿付き諸役覚
(年未詳) 戊七月下旬 若殿御用掛勤方心得之覚
(年未詳) 戊八月 若殿近習勤方心得之覚

(年未詳) 戊八月 若殿近習勤方心得之覚
文政四年 九月 十日 順之助様療養ニ付口上覚

(年月日未詳) 源林院様代親類書上写
寬保二年 七月 朔日 黒木右膳御朱印箱品々請取状

(年月日未詳) 御朱印御長持入組控
御朱印御長持之内殿様御方御残シ被遊候御品覚

寬保二年 七月 朔日 松平玄番頭様御暇乞御出合控 (帳長)

(年未詳) 七月 八日 毛利周防守書状案 (紙切)
秋月佐渡守充

(年未詳) 二月 三日 稲葉丹後守正通書状 (紙折)
毛利駿河守充
(年未詳) 二月 三日 稲葉丹後守正通書状 (紙折)
毛利駿河守充
(年未詳) 六月 二日 嶋津但馬守久物書状 (紙切)
毛利和泉守充
(年未詳) 十月 廿日 井上河内守奉書写
毛利周防守充

(年未詳) 十月廿八日 酒井雅乘頭奉書写
毛利安房守充

(二六・二x 九八・〇一紙統)
(二六・一x 五四・五一紙統)
(一九・三x 四三・一一紙)

(一九・五x 五二・〇一紙)
(二六・三x 三五・〇一六紙統)

(二六・三x 八五・五一紙統)
(二六・一x 八五・五一紙統)

(二六・二x 一四五・二一三紙統)
(二六・五x 三五・八一紙)

(一八・二x 一七六・五一四紙統)
(二六・七x 一三三・五五紙統)

(一八・三x 六八・〇一三紙統)
(二六・八x 五四・五一三紙統)

(四〇・〇x 一五・〇一四紙綴)
(一四・八x 八八・二一三紙統)

(二九・〇x 五一・五一紙)
(一八・二x 五〇・五一紙)

(二八・〇x 八八・〇一紙統)
(二九・七x 二六・九一一紙)

(一九・一x 一六・〇一一紙)

32 (年未詳) 九月 四日 朝鏡之儀ニ付伺
朝臣工員殿被仰出候覚

所可代充
(二〇・〇x 四九・〇一三紙統)
(二〇・〇x 四三・〇一一紙)

| | | | | | |
|----|---------|--------|----------------------|-----------|-------------------|
| 32 | (年未詳) | 九月 四日 | 朝觀之儀ニ付伺 | 所可代充 | (二〇・〇× 四九・〇一三紙統) |
| 33 | (年未詳) | 正月 九日 | 朝廷江貢獻儀被仰出候覺 | | (二〇・〇× 四三・〇一 紙) |
| 34 | (年月日未詳) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付控 | | (二〇・〇× 四一・〇一 紙) |
| 35 | (年月日未詳) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付天氣日限御達 | | (一八・〇× 三一・〇一 紙) |
| 36 | (年月日未詳) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付禁裏献上物覺 | | (一八・〇× 三七・〇一 紙) |
| 37 | (元治三年) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付控 | | (一八・〇× 三六・五一 紙) |
| 38 | (元治三年) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付天氣日限御達 | | (二七・五× 三一・〇一 紙) |
| 39 | (元治三年) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付禁裏献上物覺 | | (二七・〇× 三八・〇一 紙) |
| 40 | (年未詳) | 正月十八日 | 御参内ニ付拔書(小横帳) | | (二九・一× 九・六一七紙綴) |
| 41 | (嘉永 七年) | 七月廿二日 | 徳川家慶一周忌法要諸大名前書 | | (二一・〇× 一八・三一 紙) |
| 42 | (嘉永 七年) | 七月廿二日 | 徳川家慶一周忌法要東叡山供奉行列次第控 | | (二四・二× 四四・五一 紙統) |
| 43 | (嘉永 七年) | 七月廿二日 | 慎徳院様一周忌法事供奉次第控 | | (二四・〇× 五三・五一 紙統) |
| 44 | (嘉永 七年) | 七月廿二日 | 慎徳院様一周忌法事供奉次第控 | | (二三・〇× 七〇・〇一 紙統) |
| 45 | (年未詳) | 十一月廿八日 | 両山御参詣直動手控(小横帳) | | (九・五× 一九・〇一八紙綴) |
| 46 | (年未詳) | 十一月廿五日 | 御能当日直動手控(小横帳) | | (九・五× 一九・〇一五紙綴) |
| 47 | (年月日未詳) | | 御能御名代御手統書(竪書) | | (一八・〇× 一八・五一三紙統) |
| 48 | (年月日未詳) | | 両山御参詣御名代御手統書 | | (一八・五× 一〇・〇一五紙統) |
| 49 | (年月日未詳) | | 明和度日光御神忌書拔(書冊) | | (二五・五× 一八・〇一 紙綴) |
| 50 | (年月日未詳) | | 御扶持医師被召出ニ付名代御礼願之書式例書 | | (二四・四× 一七二・〇一五紙統) |
| 51 | (年未詳) | 三月十六日 | 毛利伊勢守御招請廻章 | 稲葉能登守外六名充 | (一九・〇× 二六・〇一三紙統) |

| | | | | | |
|----|---------|--------|----------------------|-----------|-------------------|
| 32 | (年未詳) | 九月 四日 | 朝觀之儀ニ付伺 | 所可代充 | (二〇・〇× 四九・〇一三紙統) |
| 33 | (年未詳) | 正月 九日 | 朝廷江貢獻儀被仰出候覺 | | (二〇・〇× 四三・〇一紙) |
| 34 | (年月日未詳) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付控 | | (二〇・〇× 四一・〇一紙) |
| 35 | (年月日未詳) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付天氣日限御達 | | (一八・〇× 三二・〇一紙) |
| 36 | (年月日未詳) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付禁裏献上物覺 | | (一八・〇× 三七・〇一紙) |
| 37 | (元治三年) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付控 | | (一八・〇× 三六・五一紙) |
| 38 | (元治三年) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付天氣日限御達 | | (二七・五× 三一・〇一紙) |
| 39 | (元治三年) | | 毛利伊勢守朝觀之儀ニ付禁裏献上物覺 | | (二七・〇× 三八・〇一紙) |
| 40 | (年未詳) | 正月十八日 | 御參内ニ付拔書(小横帳) | | (二九・一× 九・六一七紙綴) |
| 41 | (嘉永 七年) | 七月廿二日 | 徳川家慶一周忌法要諸大名前書 | | (二一・〇× 一八・三一紙) |
| 42 | (嘉永 七年) | 七月廿二日 | 徳川家慶一周忌法要東叡山供奉行列次第控 | | (二四・二× 四四・五一紙統) |
| 43 | (嘉永 七年) | 七月廿二日 | 慎徳院様一周忌法事供奉次第控 | | (二四・〇× 五三・五一紙統) |
| 44 | (嘉永 七年) | 七月廿二日 | 慎徳院様一周忌法事供奉次第控 | | (二三・〇× 七〇・〇一紙統) |
| 45 | (年未詳) | 十一月廿八日 | 両山御參詣直動手控(小横帳) | | (九・五× 一九・〇一八紙綴) |
| 46 | (年未詳) | 十一月廿五日 | 御能当日直動手控(小横帳) | | (九・五× 一九・〇一五紙綴) |
| 47 | (年月日未詳) | | 御能御名代御手統書(堅書) | | (一八・〇× 一八・五一三紙統) |
| 48 | (年月日未詳) | | 両山御參詣御名代御手統書 | | (一八・五× 二〇・〇一五紙統) |
| 49 | (年月日未詳) | | 明和度日光御神忌書拔(番冊) | | (二五・五× 一八・〇一二紙綴) |
| 50 | (年月日未詳) | | 御扶持医師被召出ニ付名代御礼願之書式例書 | | (二四・四× 一七二・〇一五紙統) |
| 51 | (年未詳) | 三月十六日 | 毛利伊勢守御招請廻章 | 雜業能登守外六名充 | (一九・〇× 一一六・〇一三紙統) |

| | | | |
|----|-----------------|----------------------|--------------------|
| 71 | 正徳 元年 五月 | 御年忌寛帳 | (二六・七×二〇・四一 一九紙綴) |
| 70 | 嘉永 二年 七月十五日 | 御年回繰出 | (二六・六×一八・八一 三五紙綴) |
| 69 | 文政三 天保六年 | 御親類様方御病氣御凶礼控 | (二四・三×二六・七一 七八紙綴) |
| 68 | 享和元 天保六年 | 御病氣御凶礼・御家中退ノ部等控 | (二四・五×二六・五一 六八紙綴) |
| 67 | 享和元 天保六年 | 御家中進之部(諸役被仰付候家中名前書上) | (二四・五×二六・五一 一〇六紙綴) |
| 66 | 享和元 天保六年 | 御親類様方御法事控 | (二四・五×二六・五一 九八紙綴) |
| 65 | 享和元 天保六年 | 御親類様御慶事控 | (二四・〇×二六・五一 八六紙綴) |
| 64 | 享和元 天保六年 | 御親類様御慶事控 | (二四・三×二六・七一 七五紙綴) |
| 63 | 享和元 文政四年 | 御法事控 | (二四・三×二六・七一 七〇紙綴) |
| 62 | 寛政 文政 | 御着帯ヨリ御誕生御百ヶ迄御祝式何控 | (二四・〇×二六・七一 一〇一紙綴) |
| 61 | 宝曆元 享和元年 | 御家中諸願・改名・退役控 | (二四・〇×二六・七一 九五紙綴) |
| 60 | 宝曆元 享和元年 | 御親類様方御病氣御凶礼控 | (二四・〇×二六・六一 一五七紙綴) |
| 59 | 宝曆元 享保元年 | 御親類様方御慶事控 | (二四・〇×二六・六一 九九紙綴) |
| 58 | 宝曆元 享和元年 | 御病氣御凶礼御法事控 | (二四・〇×二六・五一 一五五紙綴) |
| 57 | 宝曆 寛政迄 | 御着帯ヨリ御誕生御百ヶ迄御祝式何控 | (二四・〇×二六・五一 九三紙綴) |
| 56 | (年未詳) 十二月十二日 | 家督御礼奉願控 | (二九・五×二七・〇一 一紙) |
| 55 | (年未詳) 十二月 五日 | 養賢寺御廟供養御廳居名代覚 | (一八・〇×九〇・〇一 二紙統) |
| 54 | (年未詳) 十二月 五日 | 養賢寺御廟供養書典覚 | (二八・〇×一四五・〇一四 紙統) |
| 53 | (年未詳) 十二月 五日 | 養賢寺薄縁敷御免達書 | (一八・〇×二五・〇一 一紙) |
| 52 | (年未詳) 三月廿六日 | 文恭院様忌日拜礼何口上書 | (一九・〇×三二・三一 一紙) |

| | | | |
|----|----------|-------|-----------------------------|
| 72 | 元文 三年 | 八月十七日 | 飯御年忌帳 |
| 73 | 元文 四年 | 三月 | 御年忌覚 |
| 74 | 元文 四年 | | 御親類書写 |
| 75 | 嘉永 七年 | 九月 | 勤仕録 一 |
| 76 | 安政 四年 | 正月 元日 | 勤仕録 二 |
| 77 | 萬延 元年 | | 勤仕録 三 |
| 78 | 文久 三年 | | 勤仕録 四 |
| 79 | 元治 元年 | 正月十八日 | 於日光山堀井御門跡御馳走直勤帳 |
| 80 | 元文 三年十一月 | | 殿様若殿様寅太郎様より御新造様元年中被進候御祝儀御定帳 |
| 81 | (年未詳) | 己十月 | 御印章控 |
| 82 | 元文 五年 | 三月 六日 | 御召料呉服物類覚 |
| 83 | 安政 六年 | 六月 | 銀御道具帳 |
| 84 | 安政 六年 | 六月 | 銀御道具帳 |
| 85 | (年未詳) | | 御衣類等諸御道具帳 |
| 86 | (年未詳) | | 御道具取調帳 |
| 87 | (年未詳) | | 襷ノ紋、幕ノ紋、家ノ紋替紋控(1)(2) |
| 88 | 寛政 三年 | | 蒲江浦素師御帶留中御用日記 |
| 89 | 宝曆十二年 | | 御同姓毛利治郎八郎様儀ニ付一件(不行跡ニ付) |
| 90 | (年未詳) | | 栄二郎様御出府一件帳及栄二郎様御子御何濟御届書 |
| 91 | (年未詳) | | 大御文庫入組並御長持入組諸物覚 |

- (二八・〇×二〇・八一 六紙綴)
- (二七・〇×二・〇一 一三紙綴)
- (二七・〇×二・〇一 二三紙綴)
- (二七・五×一九・五 一七二紙綴)
- (二九・五×一七・五 一八七紙綴)
- (二七・五×一九・五 一五五紙綴)
- (二七・五×一九・五 一七〇紙綴)
- (二六・八×一九・二 一四六紙綴)
- (二七・七×二〇・七 一七紙綴)
- (二七・八×二・〇 一八紙綴)
- (二七・九×二〇・六 一七紙綴)
- (二七・八×二〇・八一 六紙綴)
- (二七・七×二・八一 六紙綴)
- (二六・一×一七・一 一一一紙綴)
- (二四・〇×四一・〇 一四紙綴)
- (二八・四×二〇・四 一五紙綴)
- (二八・〇×二・〇 一七紙綴)
- (二九・〇×二〇・〇 一五三紙綴)
- (二八・六×二・〇 一九一紙綴)
- (二八・五×二・三 一九紙綴)

112 111 110 109 108 107 106 105 104 103 102 101 100 99 98 97 96 95 94 93 92

寛保 三年 九月廿一日 御遺言ニ而御手道具御免之書拙者共相改候入記之控 (二四・〇×四一・八一六紙綴)
宝曆 十年 十月 上々様方年中御取替御定 (二七・五×二・二一七紙綴)

(年未詳) 九月 八日 泰雲院様三回忌法事入費等控 秋月新太郎充

慶応 三年 七月より 御八ッ被召上順控 (二八・五×二一・一六紙綴)

(年未詳) 四月 御祝式窺書 (二四・一×二一・〇一五紙綴)

元文 三年 正月廿九日 御奥への差上申控 (二四・〇×四一・五二五枚綴)

文久 三年 正月十八日 御参内一件帳抜書 (二七・〇×二五・〇一四紙綴)

(年未詳) 四月廿三日 堀丹波守・中川修理大夫通署書状 黒田甲斐守等五名充 (二八・〇×二一・三一八枚綴)

(年未詳) 五月十三日、廿九日 毛利家歴代御忌日代参控 (二六・〇×八〇・〇一二紙綴)

(年未詳) 六月 次郎様御遺領御家督願 (二八・〇×三二・〇一五紙綴)

(年未詳) 十月 十日 御茶屋御廻り願控 (二四・〇×四二・〇一一紙)

(年未詳) 歳暮為御礼出宅覚 (二六・二×二六・五一紙)

(年未詳) 御祭礼之節御門跡様御送迎伺 (二四・〇×二〇・〇一一紙)

(年未詳) 若殿様増上寺参詣等覚 (二四・〇×四四・〇一二紙綴)

(年未詳) 若狭守御引廻依頼状 (二八・〇×七二・〇一二紙綴)

(年未詳) 御参内御用捨廻状 (二六・〇×二六・〇一一紙)

(年未詳) 年始八朔五節旬月次御出仕御願書 (二九・〇×四一・〇一一紙)

(年未詳) 將軍宣下条々覚 (二四・〇×八・六一紙)

文化 二年 四月 吉日 五絶不審桂花初月楼草稿写 (二七・七×二一・五一五九紙綴)

(年未詳) 梧陰小樓詩集 梧陰小樓詩集 (二七・五×二〇・〇一一八紙綴)

(年月日未詳)

詩草稿

(二八・〇×二一・〇一二紙綴)

- 116 (年月日未詳)
- 115 (年月日未詳)
- 114 (年月日未詳)
- 113 (年月日未詳)
- 112 (年月日未詳)
- 117 (年月日未詳)
- 118 (年月日未詳)
- 119 (年月日未詳)
- 120 (年月日未詳)
- 121 (年月日未詳)
- 122 (年月日未詳)
- 123 (年月日未詳)
- 124 (年月日未詳)
- 125 (年月日未詳)
- 126 (年月日未詳)
- 127 明治 九年
- 128 明治 十年 二月 廿日
- 129 明治 (年月日未詳)
- 130 明治 (年月日未詳)

詩草稿

勝明館詩稿

詩草稿

源林院様年賀詠草 諸所差出詠草

- (1) 賀草 (2) 詠草 (3) 詠草 (4) 詠草 (5) 詠草 (6) 詠草 (7) 詠草

詠草控

毛利周防守藤原高慶詠草

毛利高慶詠草断簡

毛利高慶詠草

毛利高慶詠草

某短冊

某短句

毛利氏略系図

御年譜

系譜事跡草稿

御歴代系譜履歴草稿

系譜書繼

系譜書繼

(二八・〇×二一・〇一三紙綴)

(二八・〇×二一・〇一二紙綴)

(二八・五×二一・〇一四紙綴)

(二九・〇×二一・〇一五紙綴)

(二七・五×三九・〇一紙)

(一七・〇×二五・〇一紙)

(三三・七×四三・三一紙)

(三一・五×七・二一紙)

(三二・〇×四一・五一紙)

(一六・四×二一・〇一紙)

(一八・〇×四九・四一紙)

(三五・五×六・〇一紙)

(三二・〇×四五・〇一紙)

(二五・〇×一六・〇一三紙綴)

(二四・五×一七・〇一五紙綴)

(二七・五×二〇・〇一〇紙綴)

(二四・五×一六・五一〇紙綴)

(二四・五×二六・五一二紙綴)

(二四・五×一六・五一四紙綴)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 150 | 149 | 148 | 147 | 146 | 145 | 144 | 143 | 142 | 141 | 140 | 139 | 138 | 137 | 136 | 135 | 134 | 133 | 132 | 131 |
| 明治(年月日未詳) | 明治(年月日未詳) | 明治卅三年 五月 | 明治卅年 一月 | 明治(年月日未詳) | 明治 九年 九月 | 明治 九年 四月 | 明治 九年 九月 | 明治 九年 九月 | 明治 四年 八月 | 明治 四年 九月 | 明治 三年十二月 | 明治 三年 四月 | 明治 三年十一月 | 明治 二年十二月 | 明治 二年十一月 | 明治 二年 十月 | 明治 元年十二月 | 明治(年月日未詳) | (明治六年頃) |
| 御道具目録 | 祝儀進物目録 | 御道具目録 | 御道具取調帳 | 御土藏納總目録 | 御先祖様御書、御先祖様伝書 | 御衣服調査簿 | 御奥土藏仕様帳 | 御衣服取調帳 | 御手廻り御品物取調帳 | 御軸物控 | 諸御道具改内訳明細帳 | 御衣服御襟數御勘定帳 | 御道具帳(御家扶) | 於美様御道具帳 | 御衣服御襟數御勘定居帳 | 諸御道具帳 | 御長服御襟數御勘定居帳 | 十二代高謙履歷箇条書 | 毛利高謙履歷 |
| (二七・〇×一九・〇一七五紙綴) | (一九・五×八七・〇一 二紙綴) | (二七・〇×一七・〇一五八紙綴) | (二四・〇×一六・五一八紙綴) | (二七・五×二〇・〇一 七紙綴) | (二五・〇×一七・〇一 〇紙綴) | (二四・五×一七・〇一 〇紙綴) | (二四・五×一七・〇一 〇紙綴) | (二四・五×一七・〇一 〇紙綴) | (二四・〇×二二・〇一 四紙綴) | (二八・五×二二・五一五三紙綴) | (二八・〇×二二・〇一 三紙綴) | (二八・〇×二二・〇一 三紙綴) | (三一・五×二二・七一三三紙綴) | (二八・〇×二二・〇一 二紙綴) | (二七・〇×二二・〇一 一紙綴) | (二七・五×二二・〇一 四紙綴) | (二八・〇×二二・〇一 八紙綴) | (二七・〇×二二・〇一 五紙綴) | (二四・五×一六・五一 六紙綴) |

| | | | | |
|-----|--------------|-------------------------|----------|------------------|
| 150 | 明治（年月日未詳） | 御道具目録 | | （二五・〇×一七・〇一三三紙綴） |
| 151 | 明治（年月日未詳） | 御道具目録 | | （二九・七×二六・五一 一紙） |
| 152 | 明治 六年～九年 | 第一大学区第三中学区考番小学校、級第試驗章四通 | | （二七・五×二〇・〇一 一紙） |
| 153 | 明治 七年 十月廿五日 | 養子縁組ニ付奉願口上書写 | | （二八・五×四〇・〇一 二紙綴） |
| 154 | 明治 九年 六月十四日 | 献金御願書 | 東京府権知事充 | （二七・五×二〇・〇一 一紙） |
| 155 | 明治 九年十二月 廿日 | 後見人頼替届書案 | 宮内卿充 | （二八・〇×二〇・〇一 一紙） |
| 156 | 明治 九年十二月 廿日 | 毛利侃次郎後見人御届 | 東京府権知事充 | （二七・五×二〇・〇一 二紙綴） |
| 157 | 明治 九年十二月 廿日 | 後見人頼替届書案 | | （二八・〇×二〇・〇一 四紙綴） |
| 158 | 明治十一年 十二月 廿日 | 後見人代理御届書 | | （二八・〇×四九・〇一 二紙綴） |
| 159 | 明治十三年 八月廿四日 | 建家壳渡之証 | | （二八・〇×二〇・〇一 一紙） |
| 160 | 明治（年月日未詳） | 毛利侃次郎屋敷書上 | | （二八・〇×二〇・〇一 一紙） |
| 161 | 明治（年月日未詳） | 毛利侃次郎屋敷書上 | | （二八・〇×二〇・〇一 一紙） |
| 162 | 明治（年月日未詳） | 毛利侃次郎屋敷書上 | | （二七・八×二〇・八一 一紙） |
| 163 | 明治十三年 九月 七日 | 毛利侃次郎改名願 | 宮内卿充 | （二四・〇×一六・三一八紙綴） |
| 164 | 明治十三年 十月 | 毛利侃次郎名前改正届 | | （二七・八×三九・八一 一紙） |
| 165 | 明治十五年 一月十三日 | 株式売買証書 | 第十五国立銀行充 | （二〇・〇×二六・五一 一紙） |
| 166 | 明治十年 五月十四日 | 下等小学第三級卒業証書 | 毛利侃次郎充 | （二八・〇×二〇・〇一 一紙） |
| 167 | 明治十五年 八月 二日 | 忌服御届書案 | 宮内卿充 | （二八・〇×四〇・〇一 一紙） |
| 168 | 明治十六年 七月廿七日 | 毛利高範湯治願 | 宮内卿充 | （一九・七×一二・九一 一紙） |
| 169 | 明治十七年 八月 一日 | 浜離宮宣遊会案内状 | 毛利高範充 | （二八・〇×四〇・二一 一紙） |
| 170 | 明治十八年 二月十八日 | 毛利高範學習院入学願 | 谷子城充 | |

| | | | | | |
|-----|-----------|--------|---------------|---------|-----------------|
| 171 | 明治十八年 | 二月十八日 | 戸籍面正誤願並同願書草稿 | | (二八・〇×二〇・二一一) |
| 172 | 明治十八年 | 二月廿四日 | 毛利高範退校願書 | 独逸協會學校充 | (二八・〇×二〇・〇一一) |
| 173 | 明治十九年 | 一月十八日 | 学習院再入舍願書 | 学習院長充 | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 174 | 明治十九年 | 四月三日 | 毛利高範外宿願 | 学習院寮監充 | (二四・八×三三・三一) |
| 175 | 明治十九年 | 五月八日 | 毛利高範外宿草稿 | 学習院寮監充 | (二三・八×一六・三一) |
| 176 | 明治(年月日未詳) | | 毛利高範婦舍届草稿 | | (二四・八×三三・三一) |
| 177 | 明治十九年 | 九月一日 | 諸願届書控綴 | | (二八・五×二〇・〇一七紙綴) |
| 178 | 明治廿一年 | 一月十八日 | 為海外留学豫修欠席御願草稿 | | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 179 | 明治廿一年 | 一月十九日 | 為海外留学豫修欠席願 | 大島圭介充 | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 180 | 明治廿一年 | 五月廿五日 | 毛利高範独逸語学教師取替願 | 大島圭介充 | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 181 | 明治廿一年 | 六月七日 | 世襲財産親属會議員願 | 伊藤博文充 | (二八・〇×四〇・八一一) |
| 182 | 明治廿一年 | 七月廿九日 | 毛利高範縁組願写 | 伊藤博文充 | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 183 | 明治(年月日未詳) | | 毛利高範御家族書草稿 | | (二四・四×一六・五一四紙綴) |
| 184 | 明治(年月日未詳) | | 毛利高範御家族書 | | (二四・七×一七・二一三紙綴) |
| 185 | 明治廿一年 | 七月卅日 | 毛利高範旅行願 | 伊藤博文充 | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 186 | 明治廿一年 | 七月卅日 | 毛利高範旅行願 | 伊藤博文充 | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 187 | 明治廿一年 | 十二月十五日 | 毛利高範独逸語学教師取替願 | | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 188 | 明治廿一年 | 十二月十五日 | 為海外留学豫修欠席御願統 | | (二八・〇×四〇・二一一) |
| 189 | 明治廿一年 | 四月四日 | 毛利高範洋行願 | 土方久元充 | (二八・〇×四二・〇一一) |
| 190 | 明治廿一年 | 十月卅一日 | 薬師寺黙等連署書状 | 西名漸充 | (二八・〇×四一・五一) |

明治廿一年 十月卅一日 毛利高範洋行願
 藥師寺點等連署書狀
 土方久元充
 四名南充
 (二八・〇×四二・〇一紙)
 (二八・〇×四一・五一紙)

191 明治廿四年 六月卅日 自軫車購入代金請取証 毛利高範充
 (二五・二×二四・三一紙)

192 明治廿五年 五月十七日 自軫車購入代金請取証 毛利高範充
 (一七・一×二三・〇一紙)

193 明治廿五年 (月日未詳) 明治廿五年上半年季佐伯第九銀行株主姓名表
 (三四・〇×二五・〇一紙)

194 明治廿五年 八月廿四日 毛利高範白文
 (三六・六×四九・〇一紙)

195 明治廿七年 四月廿五日 寄附金領取証 毛利高範充
 (二三・五×三一・〇一紙)

196 明治廿八年 三月廿二日 妙心寺住職重匡道法會案内狀
 (三九・〇×五二・〇一紙)

197 (年未詳) 亥十一月 毛利家先祖墓所修理見積書
 (二四・五×一七・〇一五紙綴)

198 明治 (年月日未詳) 御家督御回勳人力代並御悅被下賄代共渡帳
 (二四・〇×一六・〇一八紙綴)

199 明治廿五年 七月 御慶事高帳
 (一四・三×四一・〇一三紙綴)

200 明治 (年月日未詳) 御婚禮御祝式帳
 (二七・七×一九・五一八紙綴)

201 明治十七年 五月卅一日 御婚姻御手續書
 (二八・〇×一九・五一五紙綴)

202 明治 (年月日未詳) 御吉札一件帳
 (二四・二×一六・三一紙綴)

203 明治 (年月日未詳) 御祝益次第書
 (一四・〇×四二・〇一八紙綴)

204 (年未詳) 九月十二日 御家族御統書
 (三六・〇×五〇・〇一二紙綴)

205 明治 九年 七月、九月 溫良院殿御遠行諸費明細表
 (二四・五×一六・二一三八紙綴)

206 明治 九年 九月 溫良院殿御遠行諸費明細表
 (二三・五×一六・〇一七〇紙綴)

207 明治 九年十二月 本性是仏童女様御凶事諸費受払帳
 (二四・五×一六・三一三紙綴)

208 明治 (年月日未詳) 養賢寺院殿二百五十回・本性是仏童女様御一周忌諸費代価渡帳
 (二三・〇×一六・五一三紙綴)

209 明治 十年 二月 本性是仏童女様御遠行諸費明細表
 (二四・五×一六・四一一紙綴)

210 明治十六年 七月 御法事御備物控
 (一四・〇×四一・〇一二紙綴)

- 211 明治 (年月日未詳) 毛利高範香典雜形 (一六・〇×四〇・二―二紙綴)
- 212 明治 (年月日未詳) 御悔帳 (一一・三×三四・〇―一六紙綴)
- 213 明治 (年月日未詳) 邸内会葬人名簿 (一一・五×三四・三一―五紙綴)
- 214 明治 (年月日未詳) 紹隆院殿葬儀諸要書 (高範夫人隆子) (三二・〇×二四・〇―一紙)
- 215 明治四年十二月 毛利家歴代御忌日覚写 (三九・〇×五二・五―一紙)
- 216 明治廿八年 御家例雜纂年中行事 (二七・五×二〇・〇―七六紙綴)
- 217 明治 七年 五月 会館規則廻章留 (二五・〇×二二・〇―六九紙綴)
- 218 明治 八年 十月 三日 華族会館副館長通知一件 (二六・〇×一九・〇―五八紙綴)
- 219 明治 八年十一月 華族会館章程 (二五・五×一六・〇―一六紙綴)
- 220 明治 八年十二月廿八日 華族宛通知状 毛利高範充 (二四・〇×一七・〇―一六紙綴)
- 221 明治 九年 二月十二日 松平慶永辞表の件 (二五・〇×一七・〇―一六紙綴)
- 222 明治 九年 八月十七日 華族会館副館長書状 毛利高謙充 (二四・五×三三・〇―一紙)
- 223 明治 十年 諸規則書留 (二五・〇×一七・五―八三紙綴)
- 224 明治 (年月日未詳) 皇太宮皇后宮御兩所御対面被仰候事 (二四・五×一七・〇―二紙綴)
- 225 明治 (年月日未詳) 大礼服着用次第 (二五・〇×一七・〇―二紙綴)
- 226 明治 (年月日未詳) 華族会館長岩倉具視通知一件 (二四・五×一六・五―三紙綴)
- 227 明治 (年月日未詳) 勤番日制 (二四・五×一七・〇―一六紙綴)
- 228 明治 (年月日未詳) 会館出頭通知 (二五・〇×一七・五―二紙綴)
- 229 明治 (年月日未詳) 演舌箇条 (二五・〇×一七・〇―一六紙綴)
- 230 明治 (年月日未詳) 華族会館職員選舉一件 (二五・〇×一七・〇―二紙綴)